

第五部 社會思想家の運動

概説

第一編 社會主義的運動……………五三

第一章 社會主義的團體の設立及解散……………五三

第一節 社會主義的團體の設立……………五三

第二節 社會主義的團體の解散……………五三

第二章 社會主義的團體及個人の活動……………五六

第一節 社會主義的團體の運動……………五六

第二節 其他の社會主義的團體及個人の運動……………五六

第三章 特殊事件……………五八

第四章 學生運動……………五九

第五章 藝術家の運動……………五七

第六章 婦人運動……………五八

第七章 水平運動……………五九

第八章 植民地に於ける運動……………六一

第一節 朝鮮……………六一

第二節 臺灣……………六四

第九章 社會主義的運動の取締及對策……………五五

第二編 反社會主義運動……………五七

第一章 青年團……………五七

第二章 國粹團體……………五九

概説

第一編 社會主義的運動

本年度に於ける社會思想家の運動として注目すべきは昨年引續く當局の峻嚴なる彈壓にも拘らず華々しく闘はれた極左思想團體の活躍であらう。舊勞農黨、評議會、全日本無産青年同盟の解體、および日本共産黨が三・一五、四・一六兩度の大檢舉にあつてよりは我が社會運動極左の陣營は合法の地平線からその最後の姿を沒せんとしたが、それ等極左團體の革命的傳統を繼承する人々は政治的自由獲得勞農同盟と全國青年同盟とによつてその活動を續けた。而も政治的合法運動が全く封ぜらるゝに至つても彼の極左系指導論客は尙無産者新聞に據つて大衆に呼びかけ、殘黨員の指導とその糾合にとめる所があつた。またプロレタリア藝術家の一群は、唯一の合法的存在たる機關紙『戦旗』によつて活躍を續けた。その活動は單に藝術家本來の領域、創作、講演、演劇等の分野へのみに止まつてはゐなかつた。次に注目すべきは極左潜行運動が本年に入つてより益々廣く會つ深く學生層に浸潤して行つたことであらう。當局の執つた未屑有の彈壓政策は、この種の運動を單に地下に追ひやつたのみで、却つてその勢力の強靱さを助長したかに見える。尙植民地に於ける左翼潜行運動も依然執拗に瀰漫しつゝある。

社會主義的運動の主流は依然としてマルキシズムである。而してこの運動の前衛として彈壓の矢面に立ちつゝも尙指導的地位を守り續けた思想はレーニズム乃至コンミュニズムであつた。この極左思想を奉ずる一群の思想家並に之に追隨する大衆は、政治的自由獲得勞農同盟および極左化してよりの全國勞農青年同盟としてその半面を地上に現し合法・非合法の兩道を踏みつゝ躍進を續けた。日本共産黨は四・一六の再度の再檢舉によつて益々地下深く潜行するの己むなきに至ると同時に政獲同盟の合法派が新勞農黨樹立を提案してからはその極左の傳統を守る非合法主義者も之亦地下に潜行せざるを得なかつた。かくしてこの極左派思想を奉ずる一團の人々は工場、農村を指して姿を消した。而も地下に尙脈々たる鼓動を續けつゝある事は想像に難くないがその活動は知る由もない。

第一章 社會主義的團體の設立

及び解散

第一節 社會主義的團體の設立

兩三年來社會主義的團體は多く無産政黨運動に吸収せられ無産政黨の外に立つて、此種團體としての活動を必要とするものは單に合法黨としての存在を許されざる極左思想を奉ずる人々の一團のみとなつた。従つて本年中に設立された此の種團體としては、昨年來解散を命ぜられた新黨準備會の傳統を繼ぐ『政治的自由獲得同盟』と、社會民主主義を奉ずる無産青年團體として日勞黨の傘下より生れ出はしたが後に左傾して解消の過程を辿るに至つた『全國青年同盟』の二つに過ぎなかつた。

一 政治的自由獲得勞農同盟

昭和三年末新黨組織準備會は、彈壓にあつて玉碎するや直ちに「新黨組織の計畫を放棄し、自らを廣汎なる勞農大衆の鬪争團たらしめんがため」、舊勞農黨の戰闘的傳統を保持する鬪争實體としての政治的自由獲得勞農同盟に轉化するに至つた。即ち十二月二十八日創立宣言を發して先づ『政治的自由獲得勞農同盟準備會』として成立した。同準備會當面の行動綱領は次の如くである。

一、勞働者農民の言論、集會、出版、結社の自由。二、男女十八歳以上の普通選舉權の確立。三、議會の解散。四、勞働者のストライキの自由。五、七時間勞働制。六、國庫全額負擔の失業保險法の制定と健康保險法の改正。七、治安維持法、治安警察法、暴力行爲取締法その他一切の勞働者農民抑壓諸法の撤廢。八、共產黨被告の無罪。九、立

禁、立毛差押反對、耕作權の確立、そのために「土地を農民へ」十、直接間接勞働者農民の負擔となる諸税の撤廢と累進所得税の確立。十一、對支絶對非干涉。十二、帝國主義戰爭反對。十三、ソヴェート同盟擁護。十四、如上の要求獲得のために資本家地主の政府を倒し勞働者農民の政府樹立。

二 全國青年同盟

昨年四月『全日本無産青年同盟』が政府の彈壓のためにその表面運動を封ぜられ、地下に潜行するの己むなきに至つてより、社會主義青年運動唯一の組織として日勞黨の傘下より現出したる『全國勞農青年同盟』は、昨年十二月より本年一月初旬に亘つて五回の創立準備委員會を開いて着々組織完成に向つて進みつゝあつたが、本年一月二十日に東京市芝區青年團會館において創立大會を開催するに至つて完全なる結成を見ることゝなつた。本大會に出席せる代議員、大會において決定せられたる諸事項、および綱領、スローガンは左の通りである。

【出席代議員】 舊日勞黨六五、舊日農黨一〇、舊無産大衆黨三四、日本無産青年同盟一五、信州勤勞青年同盟四、無産婦人同盟合同準備會一六、合計一四四名。

【決定事項】 可決されたる議案は如下——一、綱領主張スローガン決定の件 二、規約決定の件 三、青少年勞働者特別保護法獲得の件 四、豫算作成の件 五、徹底的普選獲得の件 六、運動方針書決定の

件 七、全國青年團會議提唱に關する件 八、反軍國主義の闘争に關する件 九、國際青年デーに關する件 一〇、青年男女及び婦人の政治結社加入の自由獲得の件 一一、官制青年團反對の件 一二、田中反動内閣打倒の件 一三、東京市會選舉對策の件 一四、無產政黨に對する態度決定の件 一五、支那より即時撤兵及び支那との不平等條約撤廢要求の件 一六、治安維持法即時撤廢要求の件 一七、宣言決定の件。

【綱領】 一、我等は階級的立場より全無產青年の政治的經濟的社會的解放の實現を期す。一、我等は青年の立場より軍國主義に對して徹底的に抗爭す。一、我等は明確なる理論と實際を涵養し以て無產階級解放運動の階級性を擁護す。一、我等は勞農青年の全國的結合を期す

【スローガン】 帝國主義戰爭の危機とたゝかへ!!官制青年團青年訓練所を青年の手に!!學問研究の自由を與へよ!!青年勞働者保護法を制定せよ!!全國の勞農青年團結せよ!!

尙役員としては、書記長に岩崎正三郎氏選任され、中央委員三十六名を全體より選出した(中央委員長は缺)。

本部・東京市芝區南佐久間町二一

第二節 社會主義的團體の解散

一 日本共產黨

三・一五の一齊檢擧後黨再建を劃策しつゝあつた日本共產黨は本年四月十六日の再度の一齊檢擧によつて再び壊滅の己むなきに至つた。尙日本共產黨については本年鑑第五部第一

篇第三章を参照せられ度い。

二 政治的自由獲得勞農同盟

同盟幹部大山、細迫、上村の三氏は河上、小岩井氏の贊同を得て八月八日「最近に於ける主體のおよび客觀的の兩方面の異常に急速なる轉換に照應して、合法政黨の形態に於ける我々の独自の恒常的政治的組織——『新勞農黨』——を樹立す可き事」を提案した。同盟内の左翼は之に對して同盟全國委員會の名に於いて極力合法政黨の成立を排撃しその結成紛碎のために努力したため合法、非合法の二派相對立するに至つた。而して合法黨成立を挑撃する左翼は八月十四日同盟全國委員會の名を以つて前記大山氏等五名を除名する旨の聲明書を出した。かくて政獲同盟は同盟全國委員會或は勞農同盟書記局の名に於いて存在を續けはしたが、新勞農黨樹立提案を境界として從來の政獲同盟としての同盟は左右兩道へ解消し去つたものと見る可きであらう。

三 全國勞農青年同盟

同盟内部に於ける極左派は六月初旬以來現組織を解消し、自主的組合青年部に再組織する「革命的再組織」をなす方針を採用し、その解消過程の闘争として同盟内の社會民主々義克服のため、闘争を續けて來たが、九月初旬解消の時期に當

面せるものゝ如く、各支部に「戰鬪的解消に關する檄」を發して解體に對する準備活動を指示したる上、九月二十五日解消の前程條件充たされしものとして解體聲明を發して「全國勞農青年同盟」は全く解體するに至つた。

第二章 社會主義的團體及個人

人の運動

第一節 社會主義的團體の運動

一 全國勞農青年同盟

創立以來同盟内の左右兩派の對立抗爭のために對外的活動力の少からざる部分を奪はれたとは云へ、その解消に至る迄常に活躍を續けた。反帝、反戰運動に、救援運動に、またその極左系分子は日本共產黨再建のために。——今それ等の活動中表面に現出し、隨つて資料の存するもののみを左に列挙する。

▲關西準備會主催新年懇談會、解散を命ぜられ三十餘名檢束された（於大阪市進め社、一月七日）▲第一回中央委員會（於東京市芝區全農出張所、一月二十二日）▲大阪支部發會式（於此花區四貫島セツルメント、二月一日、支部長後藤貞治に決定）▲宣傳演說會（於大阪天王寺公會堂、二月二日）▲第一回常任委員會（於本部、二月十三日。汎太平洋勞働組合會議支持、全國組合會議即時成立要求の聲明書を發した）

▲全國市町村議戰參加闘争方針を指令す（三月）▲勞農黨他二團體解散反對記念懇談會及東京支部創立準備會（東京市外某所—四月十日）▲東京府支部創立大會（於東京市本郷區基督教青年會館—四月二十一日）代議員の資格問題より極左、勞農二派の間に紛糾を生じ議場混亂に陥つたため官憲によつて解散を命ぜられた。解散後極左派は某所に班代表者をもつて大會を（勞農派不参加）開き、種々の議案審議決定したりとなし、支部の名に於いて大會報告及聲明書を發表した。▲埼玉支部創立大會（於川口町榮館—四月十五日）▲常任中央委員會（於同盟本部五月九日）東京府支部を正式に承認した。▲東京府支部創立大會再開要求に關する班代表者會議（五月十四日）▲新同盟全日本青年同盟組織計畫に參與せる河田氏外二名の常任中央委員を除名す。▲勞農派東京支部創立大會（於芝區全產業勞働組合本部—六月十二日）四月二十一日創立された極左派東京支部に對立して勞農派は別個の組織を持つに至つた。▲同盟本部は中央委員武田氏以下七名の勞農派幹部除名決議文及び同派東京支部に對する本部派支部への參加勸告書を發表した（六月廿五日）▲擴大常任執行委員會（勞農派）（於芝區青年同盟第二支部本部、七月十三日）上記除名決議反對聲明書發表の件及同上決議責任者たる神庭、神谷二常務安達書記除名の件を決議。▲裏日本青年同盟は同盟本部の解消方針を支持し勞農新潟支部と改めた（七月）▲全國支部代表者會議（於同盟本部—七月二十二—三日）第一日は國際反戰赤色デーに關する件を可決したるのみにて官憲のために阻害され七名檢束、解散さる。第二日は岩崎書記長、吉田（龍）常任中央委員の罷免及除名に關する件他六件を可決した。▲自主的組合青年部確立に關し方針書を發表（七月末）▲農村再組織方針に關する指令及反戰週間

の闘争について達示を發した。(八月末)▲戰鬪的解消方針に關する激文を發した(九月初旬)▲全國勞農青年同盟解體に關する聲明書を發表(九月二十五日——第二章第二節參照)

二 解放運動犠牲者救援會

設立一週年を迎へた救援會は當局の極度の彈壓にも拘らず活潑なる運動を續けた。三・一五、四・一六兩事件の多數の犠牲者に對し、辯護事務、差入、保釋、釋放の運動、階級裁判反對抗議、および犠牲者の家族の援助、慰安等に主力を注いだ。その他爭議犠牲者、植民地解放運動犠牲者並にその家族の救助、死傷者に對する診料又は告別、追悼等に盡す所甚大であつた。今資料の存するものについて同會の本年中に於ける運動の主要なるもののみを記述すれば、

▲救援に關する會本部意見書を發表(一月二十五日)▲創立一週年記念週間、各支部夫々記念事業及び宣傳、會員獲得の爲に活動した。(四月七日—十三日)▲第十回メーデーに救援會主事、醫師團、犠牲者家族は救護用自働車四臺に分乘して出動、自動車グルミ檢束された(於東京市、五月一日)▲四・一六事件犠牲者救援に關し本部は指令を發した(五月二三日)▲三・一五東京地方犠牲者の保釋要求書を同事件豫審判事に提出した(六月六日)▲農村に於ける救援會組織に關し、その方針を各地全國農民組合支部、並に縣聯合會に指示した。▲四月來計畫中の無産者病院開設への階梯として夜間診療所を開設した。(東京市外大崎、十月)▲共産黨事件記事解禁に付き機關紙『救援』特別號を發行し

て逆宣傳に抗爭した。(十一月七日)▲共産黨事件犠牲者即時釋放デモを行ひ、犠牲者家族團は豫審判事に面會釋放方を要求した(十一月七日)▲共産黨事件公判に對する抗議運動に關し指令を發した。(十一月十六日)

三 黑色青年聯盟

無政府主義系統の唯一の組織的團體たる黑色青年聯盟は昭和二年來田中内閣の彈壓にあつて以來萎微振はざる有様であつたが、本年も依然として振はず、その機關紙『黑色青年』すら經濟的不如意のため約半歳に亘つて休刊を餘儀なくされた様な仕末であつた。随つて同聯盟の本年中に於ける計畫的活動として茲に記述す可き事項はない。

其他のアナキスト派の運動として記す可きは、無政府主義思想家の一集團たる社會理想研究會が機關誌『社會理想』に據つて論陣を張つた事と、アナキスト文藝雜誌『黑色戰線』が二派に分裂し、文藝運動を排して端的に無政府主義思想運動に向ふ可きことを主張する一派が五年一月より戰鬪的機關紙『黒旗』を發刊して活躍す可き事を決した事などであらう。尙ほ更に他の一派は、O.N.P.の名に於いて檄を發して(十一月一日)『黑色青年其他の殘黨を清算し、從來の觀念的消極運動より行動へ進出す』可く活動を開始した。

第二節 その他の社會主義的團體

及個人の運動

第一節の記述に漏るゝ社會主義的團體並に個人の運動として列擧す可き所謂不穩分書、不穩ビラの配布、各地に於ける諸種の秘密結社、軍隊赤化事件等は、三・二五、四・一六兩事件によつて過敏となれる當局によつて適發、棒大に報告されしもの極めて多數であるが、單にその種の運動のうち主要なるもののみを擧ぐれば左の通りである。尙無産者新聞は本年一月發行禁止の判決を受けたにも拘らず、破壊された黨組織再建のために活潑なる運動を續けた。八月控訴判決確定の結果合法的發行が不可能となるとともに同月二十八日終刊するの已むなきに至つたが、直ちに『第二無産者新聞』を發行して、活動を續けた。

▲無産者新聞防衛大演說會——大山郁夫氏外四名一月二十日東京市本所公會堂に於て無新防衛演說會を開催した。大山氏はじめ辯士悉く中止、解散を命ぜられた。▲無産者新聞に對し一月廿六日發行禁止、發行兼編輯人關根悦郎氏に對しては罰金三百六十圓の刑に處する旨判決が下つた。無新側では直に東京地方裁判所に控訴の手續をとつた。▲新無産者新聞發刊發起人會——政獲同盟、日本労働組合協議會、ナツプ、全農其他の左翼團體および大山、細迫、山本、上村、河上、藤森秋田、江馬、神道の諸氏は頭書の如き發起人會を組織して日刊無産者

新聞の發刊を劃策した。(二月十五日)▲打倒田中内閣、治安維持法撤廢、無産者團體協議會——全國青年團會議の提唱に依て舊新黨準備會系、日本大衆黨系各種組合諸團體共同戦線の下に二月二十四日結成された。尙同協議會は「治安維持法撤廢内閣打倒民衆大會」を二月二十八日上野公園自治會館に開催した。▲山本宣治氏告別式及び勞農葬——告別式は三月八日東京本郷基督教青年會館にて、勞農葬は同月十五日京都三條青年會館にて各々政獲同盟以下各無産政黨、労働組合、社會主義諸團體の支持によつて官憲の嚴戒裡に舉行された。勞農葬當日は東京初め各地に極左系團體のデモが行はれた。▲反帝國主義同盟日本支部準備會——反帝同盟は現組織を解體して國際的反戰闘争組織の一機關として再組織せんがために、政獲同盟および同系統の左翼諸團體の参加によつて反帝同盟日本支部準備會を組織した(七月)▲プロレタリア科學研究所創立——國際文化研究所は其任務を更に擴大強化する必要上自を解體し、プロレタリア科學研究所を創立して(創立總會——十月三日、於本郷帝大佛教會館)之に合流した。

第三章 特殊事件

日本共産黨大事件

『三・一五、四・一六事件』の別名を以つて呼ばれる日本共産黨事件を『三・一五』『四・一六』の兩項目に分つて左に概観する事とする。

一 三・一五事件

本事件に關しては昨年四月十日司法當局の發表せる所を昭

和四年版本年鑑本章に記載したが、本年十一月五日逃亡中の
黨首腦部の檢舉、取調を終ると同時に東京地方の豫審の一部
も終結して、事件が一段落を告げたのを機とし、同事件に關
する記事の解禁となり茲に初めて本事件の所謂真相なるもの
が世に現はるゝに至つた。今日内務省より發表された檢舉
を主としたる本事件の概略(四・一六事件をも含む)を左に掲
げる。

『▲大正十三年、第一次日本共産黨の解體 ▲十四年五月頃佐野學、
徳田球一、佐野文夫等上海に於て日本共産黨再組織に關する協議會を
開催す。▲七八月頃佐野學歸京後渡邊政之輔、徳田球一等の解黨反對
者によりて、日本共産黨再組織に關する運動方針を定む。▲九月二十
四日共産黨の組織宣傳に利用すべく佐野學主筆となり無産者新聞を發
刊す。▲十五年六月下旬徳田球一モスクワより歸京、日本共産黨運動
方針(所謂モスコテーゼ)を傳ふ▲九月初旬、日本共産黨を十一月中
に組織せよとの指令國際共産黨より來る。黨中央委員會を開催し、十
一月下旬に大會を開催すること、並に準備特別委員會を設置すること
を決す。▲十二月三日福島縣下穴原温泉旅館に於て黨創立大會に關す
る準備の爲黨中央委員會を開催す。▲十二月四日、山形縣南置賜郡五
色温泉宗川旅館に於て佐野文雄議長となり日本共産黨創立大會を開催
す▲昭和二年一月中旬、中央委員會を開催し、日本共産黨の成立報告
及び運動方針協議の爲、國際共産黨に代表者を派遣することを決定す
(派遣代表委員長徳田球一、福本和夫、渡邊政之輔)▲六月下旬、モス
クワに於て日本問題に關する國際共産黨の特別委員會を開催し、日本

共産黨の運動方針のテーゼを決議す(日本共産黨出席者渡邊政之輔、
鍋山貞親、徳田球一)、中尾勝男、河合悦三、福本和夫、佐野文夫、
通譯高橋貞樹)。同時に日本共産黨中央委員並に候補者の指名あり(中
央常任委員に指名せられたる者渡邊政之輔、佐野學、荒畑勝三、市川
正一、鍋山貞親)▲十一月下旬 日光山中に於て入露歸朝者の國際共
産黨に於ける決議の狀況報告會を開催し(所謂日光會議)テーゼを支持
することに決す。▲三年一月より二月、衆議員總選舉に際し、共産黨
員徳田球一外十名勞農黨候補者として立候補す、選舉中綱領其の他を
謄寫版刷として東京、名古屋、京都、岡山、大阪、神戸等の大都市に
於て撒布す、▲三月十五日拂曉を期し全國一齊に第一回檢舉を實行し
たり、六月までの起訴者四百五十人(昭和三年六月十日現在數)中堅幹
部以下大多數を檢舉す。▲四月八日、檢舉後黨再組織の爲に活動した
る中央事務局員中尾勝男、淺野晃、門屋博檢舉せられ移動事務所全く
壊滅す▲四月以降再組織に従事したる中央事務局員岩田義道關東地方
委員會河合悦三相踵で檢舉せられ、再び中央事務局壊滅す(八月の變
若くは八月事件と稱す)其後中央首腦部員渡邊政之輔、鍋山貞親東京
より逃走。▲九月十日、右兩名相携へて上海に向つて逃走す。▲右兩
名逃走後々事一切を託されたる三田村四郎の隠れ家を襲ひたるに同人
は警察官を射撃逃走す、翌三日三田村と共に運動しつゝあつた國領伍
一郎を逮捕し黨の活動を一先づ屏息せしむ(十月の變又は十月事件と
稱す)。▲十月六日、黨常任中央委員長たりし渡邊政之輔、臺灣にて警
察署に同行途中、同行警察官を射撃自殺す。▲十月下旬、國際共産黨
第六回大會に出席したる市川正一歸朝再組織に着手す、▲十二月組織
部政治部を確立し再組織運動進展す。▲四年三月十八日、東京地方

オルガナイザー菊地克己、同月二十一日、中央事務局政治部員砂間一良同月二十八日同局組織部員間庭末吉逮捕 ▲四月十六日拂曉を期し第二回全國的一齊檢舉を實行す、起訴者二百九十六名(十月十九日現在) ▲四月二十七日市川正一、二十九日鍋山貞親、三田村四郎逮捕、六月十六日佐野學を上海に於て支那警察官の手により逮捕、八月其引渡を受く』

東京地方に於ける三・一五事件起訴者氏名は左の通りである。

▲福本和夫(三四歳、東大法卒、大衆教育同盟) ▲佐野文夫(三八歳、東大文哲退學、元勞農黨) ▲齋藤久雄(二七歳、東洋大哲退、元勞農黨評議會) ▲中尾勝男(二九歳、商業卒、元評議會) ▲松尾直義(三〇歳、商業夜學退、元評議會) ▲片山峰登(二七歳、高等小學卒、元評議會) ▲日下部千代一(二六歳、尋卒、労働組合統一同盟) ▲門屋博(二九歳、東大文退、學生社會科學) ▲中野尙夫(二六歳、東大法政治三年、評議會) ▲神道久三(三〇歳、明大豫科卒、勞農黨) ▲河田賢治(三〇歳、尋卒、評議會) ▲南喜一(三七歳、正則英語退、元勞農、評議會) ▲鍋山貞親(二九歳、尋卒、評議會) ▲國領伍一郎(二九歳、尋卒、評議會) ▲豊田直(三〇歳、東大工科退、評議會) ▲大島英夫(三一歳、東大法科退、出版労働) ▲唐澤清八(三六歳、高等小學卒、評議會) ▲藤沼榮四郎(四九歳、尋卒、評議會) ▲坂田宗一(二三歳、尋卒、煙草労働) ▲坂本直久(三〇歳、電機學校卒、煙草労働) ▲兒玉之保(三八歳、高等小學卒、煙草、勞農黨) ▲吉野賢治(二六歳、尋卒、煙草、勞農黨) ▲立花清(二二歳、中學二年修、出版労働) ▲政川基司(二八歳、日大專社會科哲一年、勞農黨) ▲安村庸次(三七歳、高等小學卒、關東出版労働) ▲野下勝之助(二五歳、中學二年退、關東

出版労働) ▲金子仙太郎(二七歳、尋卒、煙草労働) ▲詫田英二(二九歳、武藏商二年) ▲新谷久三郎(二五歳、尋卒、關東金屬労働) ▲西雅雄(三四歳、岡山縣立中學卒) ▲原キクエ(二二歳、縣立女學校卒) ▲竹下了(二六歳、労働學校卒、東京合同労働) ▲直井武夫(三三歳、同志社豫科二年退、勞農黨) ▲岡忠政(二三歳、中學卒、東京合同労働) ▲野坂參貳(三八歳、慶大理財科卒) ▲關根悦郎(二九歳、尋正檢定、勞農黨) ▲荻原山清(二七歳、高等小學卒、關東木材労働) ▲松本倉吉(三三歳、尋卒、評議會) ▲塙毅(二五歳、府立實科工業、自治會芝浦工場) ▲鳥上善五郎(二七歳、高等小學校退、勞農黨) ▲志賀義雄(二九歳、東大文科卒、元産業労働調査所) ▲志賀多恵子(二四歳、東京女子大社會科卒) ▲喜入虎太郎(二八歳、東大政治卒、日本労働組合同盟) ▲大野成夫(三一歳、東大佛法卒、東京産業労働調査所) ▲雨森卓三郎(二四歳、青森商卒、出版労働) ▲鹿澤誠(二三歳、高等小學卒、無産青年同盟) ▲稻葉助四郎(三六歳、尋卒、關東化學労働) ▲杉浦啓一(三三歳、尋卒、評議會) ▲湊七良(三三歳、日大社會退、評議會) ▲池内三雄(二六歳、高等小學卒、東京合同労働) ▲五十嵐信雄(二八歳、商工學校卒(夜學)、評議會) ▲田中長三郎(三〇歳、桐生高工卒、關東金屬組合) ▲菊田善五郎(三三歳、尋卒、勞農黨) ▲三田村四郎(三四歳、私立中等商業卒、評議會) ▲市川正一(三八歳、日大文科卒、産業労働調査所) ▲旭國彰(二五歳、早稻田第二高等學院、勞農黨) ▲清水恒雄(二二歳、中等實業卒、煙草労働組合) ▲清信清壽(二四歳、高等小學卒、關東合同労働) ▲入江正二(二七歳、東大政治卒、勞農黨) ▲上田茂樹(三〇歳、中學一年) ▲渡部義通(二九歳、明大政經退) ▲伊藤千代子(二五歳、東京女大

學政部四年)▲北牧孝三(三〇歲、立命館卒、市電自治會)▲小林信吉(二七歲、高等小學卒、市電自治會)▲岡本藤男(二九歲、市立商工卒、關東金屬勞働)▲佐野學(三八歲、東大法科卒)▲福岡敏男(二八歲、東大法科卒、勞農黨)▲稻垣佐太郎(三四歲、高等小學卒、關東木材勞働)▲山我德一(二五歲、高等小學、勞農黨)▲川西茂國(二六歲、高等小學、元海員組合刷新會)▲田子一郎(二七歲、法大專夜學、全日本鐵道從業員)▲岡本陽造(二四歲、高等小學退、關東化學勞働)▲鶴田梅郎(二五歲、高等小學退、關東金屬勞働)▲長島和助(二二歲、正則英語退、東京合同勞働)▲片山信忠(三六歲、工手學校退、關東金屬豐島支部)▲芝浩(二四歲、日大社專退、關東金屬勞働)▲桑原光一(二七歲、早稻田工手卒、勞農黨)▲金子健太(三一歲、尋常五年退、關東金屬勞働)▲忽那光(二七歲、高等小學卒、出版勞働組合)▲伊達廉一(二八歲、高等小學卒、關東金屬勞働)▲村尾陸男(二八歲、東大文社會科退)▲是枝恭二(二六歲、東大文科退)▲岸本茂雄(二六歲、高等小學退、關東金屬勞働)▲玉城勝太郎(二六歲、尋卒、關東金屬)▲吉野政吉(三三歲、尋卒、關東金屬)▲比嘉盛廣(二七歲、立命館中學退、合勞組合橫濱支部)▲岩田七郎(二六歲、尋卒、合勞組合橫濱支部)▲橋本省三(二八歲、京大法退、勞農黨本部)▲田中稔男(二八歲、東大政卒)▲赤島秀雄(三〇歲、日大社會卒、全日本鐵道從業員)▲木本榮(二三歲、日大法律經濟退、自動車從業員)▲吉原清一郎(二四歲、實業補習、關東金屬勞働)▲上野邦雄(四一歲、高等小學卒、關東金屬)▲松島喜市郎(二二歲、高等小學卒、關東金屬)▲蜂谷惠光(三六歲、日大宗教科專、關東俸給者)▲吉田鶴喜(二二歲、尋卒、京濱一般合同)▲安西登三(二四歲、高等小學一

年、京濱一般合同)▲中村義明(三一歲、中大法專退、評議會)▲細田八五郎(二八歲、高等小學一年、評議會)▲五十嵐元三郎(二二歲、尋卒、全無產青年同盟)▲森岡嘉門治(二九歲、尋卒、市電自治會)▲今野トシ(二五歲、高等小學卒、評議會)▲長尾正良(二四歲、東大經濟三年、全無產青年同盟)▲大西十數男(三四歲、早大政經卒、日本農民組合)▲金澤一馬(二九歲、高等小學卒、關東金屬勞働)▲大橋幸一(二八歲、靜商卒、勞農黨)今野健夫(三〇歲、宮城縣立工業卒、東京合同勞働組合)▲遠山正(二八歲、尋三年修、關東金屬橫濱支部)▲佐藤菊雄(二四歲、尋卒、關東金屬川崎支部)▲赤津益造(二八歲、明大專政經退、勞農黨宮城聯合)▲佐藤謙藏(二七歲、弘前高校退、勞農黨秋田縣支部)▲富安三次郎(二七歲、五高文科三年退、全無產青年同盟)▲荳野義清(二九歲、尋卒、關東金屬京濱支部)▲赤堀智(二七歲、尋卒、關東金屬)▲橋田直彌(三一歲、高等小學卒、關東金屬)▲大川新一(二六歲、尋卒、關東金屬)▲村松英男(二七歲、高等小學卒、關東金屬勞働)▲楨田清(二九歲、尋卒、關東金屬)▲春日正一(二三歲、電氣夜學卒、無產青年同盟)▲淺野晃(二九歲、東大法科卒、勞農黨)▲是枝操(二三歲、東京女子大專攻四年迄)▲瀧嘉藏(二六歲、高等小學卒、自治會)▲川村恒一(三〇歲、慶大理財退、日本農民組合)▲飯野親邦(三一歲、高等小學卒、關東金屬勞働)▲阿部高之丞(二二歲、本所商工三年、全無產青年)▲橫井龜夫(二二歲、尋四年退、關東金屬勞働)▲南善次(二四歲、神戸パール英語退、日本俸給生活者)▲吉見春雄(二九歲、外語露語退、全無產青年同盟)▲神間健壽(二五歲、尋卒、全無產青年同盟)▲松崎簡(二三歲、早大專政經二年、勞農黨)▲川關等(二四歲、五高二年退、

- 評議會本部) ▲野田忠勝(二四歲、岡山縣立中卒、東京從業員組合)
▲二片榮司(二六歲、商業補習卒、自動車從業員) ▲兒玉慶一郎(二九歲、高等小學卒、關東金屬勞働) ▲水野秀夫(二七歲、早大獨文科一年退) ▲齋藤勇(二三歲、中央大豫科退、東京合同勞働) ▲棚橋貞雄(三一歲、明大專門政經卒、全秋田合同勞働) ▲市村光雄(三五歲、尋卒、關東金屬勞働) ▲小田茂(二六歲、高等小學一年、東京合同勞働) ▲會田英宗(二五歲、東大農學卒、駒場社會學) ▲内垣安造(二七歲、東大經濟三年、關東學生社會科學) ▲小暮元治(二二歲、實業三年、東京合同勞働) ▲藤井米三(二八歲、京大經濟卒、產業勞働調查所) ▲石岡松五郎(二五歲、工科學校夜學退、關東金屬京濱支部) ▲小川治雄(二五歲、東大經濟三年、新人會) ▲龜井勝一郎(二三歲、東大文美三年、新人會) ▲大村森作(二六歲、尋卒、關東金屬京濱支部) ▲平山忠尙(二四歲、福島電信教習所卒、勞農黨秋田支部) ▲松尾茂樹(二八歲、岡山中學卒、對支非干涉同盟) ▲石堂清倫(二六歲、東大英文科卒、關東電氣勞働) ▲淡德三郎(二九歲、京大大學院退、產業勞働調查所) ▲中村貞三郎(二二歲、實業(乙種)卒、關東金屬組合) ▲千葉成夫(二四歲、東大經濟二年、學生社會科學) ▲渡邊政之輔(三三歲、高等小學卒、評議會(逮捕前死亡) ▲高田完三(二二歲、尋常小學卒、東京市電自治會(逮捕後死亡) ▲荒畑勝三(四二歲、尋卒) ▲北浦千太郎(二九歲、高等小學卒) ▲河合悅三(二七歲、京大經濟科退) ▲德田球一(三六歲、日大卒) ▲坂本二郎(二七歲、高等小學卒、關東金勞) ▲虎田萬吉(三〇歲、モスクワ共產主義大學卒、舊日勞組合) ▲山本作馬(二七歲、モスクワ共產大學卒、日農福岡縣聯合) ▲小松千鶴(二四歲、東京女大卒) ▲沼田一郎(三一歲、在モスクワ共產主義大學卒、農民香川縣聯合) ▲宮原省久(二七歲、高等小學卒、勞農黨) ▲山神種一(三一歲、在モスクワ共產主義大學卒、日農香川縣聯合) ▲高岡一男(二七歲、在モスクワ共產主義大學卒、大阪金勞南大阪) ▲大原佐久(二四歲、兵庫縣第一高女高等科卒) ▲市川義雄(三六歲、陸軍士官學校卒) ▲川原廣勝(二八歲、商大卒、日本俸給生活者) ▲齋藤善治郎(二四歲、早稻田高等學院退、關東出版俸給者) ▲有馬毅(二七歲、東大經卒、日本俸給者) ▲白谷忠三(二七歲、京大經一年退) ▲田中松次郎(三一歲、在モスクワ共產主義大學卒、海員刷新會) ▲清家敏住(三一歲、早大政治卒、關東木材勞働) ▲大關不二磨(二四歲、遞信講習所卒、東京一般俸給) ▲栗原祐(二六歲、京大經濟退、勞農黨) ▲野坂龍(二四歲、東京女子高師卒、元關東婦人同盟) ▲大橋積(二七歲、京大經濟卒、關東金屬勞働) ▲島野武(二六歲、東大經濟學部在、新人會) ▲村田定男(三〇歲、高等小學卒、關東金勞京濱支部) ▲松崎安馬(二五歲、尋卒、無產青年同盟) ▲大和庄祐(二三歲、町立函館商業退、新無青同盟) ▲大山岩雄(二五歲、東大文社會在、新人會) ▲瀧川惠吉(二七歲、尋卒、無產青年同盟) ▲阿部研一(二四歲、第五高一年退、無產青年同盟) ▲川崎百々作(二三歲、尋卒、無產青年同盟) ▲田口つき(二七歲、高等小學卒、東京合同勞働) ▲相馬一郎(二七歲、在モスクワ共產主義大學元東京合同) ▲清水平九郎(二六歲、明治學院高等文科退、勞農黨) ▲伊藤政之助(二三歲、ロシア共產主義大學卒、關東出版勞働) ▲丹野せつ(二八歲、高等小學卒、東京合勞) ▲龜田金司(二七歲、高等小卒、關東印刷) ▲岩田義道(三二歲、帝大經濟退、產業勞働調查所、▲森平銳(二七歲、高等小學卒、無產青年同盟) ▲安藤誠一(二五歲、

東大醫學部四年在、無産青年同盟)▲下田富美子(二一歳、東京女子大二年半退、出版労働組合婦人部)▲長江甚成(二四歳、尋卒、日本労働組合)▲森田京子(二四、歳東京女大英語専攻科卒、労働黨)▲中川爲助(三一歳、東洋勤勞者共産主義大學卒、關東出版労働)▲片山容(二四歳、東大經濟在、帝大新人會)▲佐藤廣次(二六歳、東洋勤勞者共産主義大學卒、關東金屬労働)▲井之口政雄(三五歳、慶大理財科退)▲森源一郎(二二歳、尋卒、關東金屬労働組合)▲世古重郎(二八歳、東洋勤勞者共産主義大學卒、海員刷新會)

第一審判決及び控訴並に上告の狀況

三・一五事件に係る第一審公判は東京地方の分を残して何れも昨年中に開始されたが、本年に入つて第一審判決言渡のあつたもの及び控訴、上告の狀況を各所屬裁判所別にみれば左の如くである。

【大阪】第一審判決——大阪地方裁判所管下に於ける同事件被告九十七名(逃走中の山崎雄次、病氣中の淺井富次郎を除く)に對し二月一日左の如き判決が言渡された。

懲役八年 春日庄次郎 ▲同七年 村山藤四郎、冬野猛夫 ▲同六年 千石龍一、國領巳三郎、伊藤猪三次、近内金光、徳田英次 ▲同五年 山野源之助、河野八喜雄、松本篤一、服部敏夫、木村京太郎、宮井進一、淺倉菊雄、清原一隆、久木與治郎、熊谷孝雄 ▲同四年 池田隆、岸野重春、古賀二男、黒川健三、松田喜一、水江友愛、鷺谷武二、佐藤和藤治、長尾有、佐川忠一、栗本一夫、上森四郎、龜本源十郎、乙馬武雄 ▲同三年半 鈴木英一 ▲三年 齋藤重太郎、澤田徳松、岡

本一郎、市木壽春、青田恒忠、原川萬次郎、大山初太郎、三木光次、出口彌助、沖田伊佐治、多田宇一郎、葛野友太郎、福本義夫、中村惣次郎、水谷秀夫、杉本昇治 ▲同二年半 田口進、田中春雄、菅忠正、岡崎千里、泉川正一、佐川八 ▲同二年(四年間執行猶豫)中山基明、(同上)野田律太、石田百夫、一見平治、久留島平次(四年間執行猶豫)古賀鱗太郎、坂本俊一郎、宮城雄太郎、野崎彌八、横田素、川田茂一、横田甚太郎、山田敬義、阿賀宗松 ▲同一年半 石角勇信、庄田清、橋口喬一、安藤一夫、遠藤哲夫、加揚長太郎、井戸貞三、芝春雄、星子政人、山田六左衛門、大石政市、荒木卓朗、山下安、村上貞次、藤岡順市郎、常麻喜一郎、服部和夫、播磨康則(以上何れも四年間執行猶豫)、勝又松太郎、淡路谷増三、水振文一 ▲同一年(四年間執行猶豫)本田伊八、▲同一年以上三年以下、未定年者二名。以上のうち執行猶豫の二十三名と國領、乙馬の兩被告が上訴權を放棄したほか他は全部控訴した。尙金山檢事正は八日、春日、村山、野田以下二十名(執行猶豫となれる者十三名と上訴權を放棄せる國領を含む)に對し控訴の申立をなした。

控訴公判 大阪地方における三・一五事件被告五十九名の控訴公判(京都及神戸の分を一括して)は六月十四日より大阪控訴院に於て小岩井、細迫氏等七名の辯護の下に開始された。公判は最初より村山の『黨の自己批判』などあつて始終緊張裡に進行し、開始以來四ヶ月餘九月十六日に京都、神戸の分を最後として漸く結審を告げ、十二月十一日左の如き判決の言渡があつた。

懲役十年 春日庄次郎 ▲同九年 村山藤四郎 ▲同七年 冬野猛

夫、伊藤猪三次、徳田英次、▲同六年 千石龍一、近内金光 ▲同五年 國領巳三郎、河野八郎、高田鑛造、長尾多喜雄、久木與次郎、服部敏夫、木村京太郎 ▲同四年 岸野重春、松田喜一、佐川忠一、長尾有、上森四郎 ▲同三年半 鈴木英一 ▲同三年 朝倉菊雄、栗木一男、齋藤重太郎、岡本一郎、青田恒忠、出口彌助、沖田伊佐治、多田宇一郎、福本義雄、水谷秀雄、杉本昇治、中山基明 ▲同二年六月 佐川八 ▲同二年 岡本千利 ▲同二年(五年間執行猶豫)田中春雄、菅忠正、野田律太、久留島平次、宮城雄太郎、横田素、横田甚太郎、芝春雄、山田六左衛門、大石政一、荒木卓朗、山下安、本田伊八 ▲無罪 野崎彌八、一見平次郎、阪本俊一郎、阿嘉宗松、石角勇信、庄田清、加揚長太郎、服部和夫。上記判決に對し春日、千石、國領、長尾、淺倉、常見、奥田、芝崎、坪井、勢野、三好、近江氏等は直ちに上告の申立をしたが、無罪及び執行猶豫の判決を受けたものは上訴權を放棄し、檢事また上告をしなかつたため、上記二十一名の刑は確定し、十二月十七日釋放された。

【京都】 第一審判決——京都地方裁判所に於ける公判は昨年十二月十七日開始、本年一月十日再會續行されたが、同月十八日被告二十九名(病氣のため公判分離された谷口、杉浦を除く)に對し左の如き判決が言渡された。

懲役五年 宮崎菊治 ▲同三年六月 太田遼一郎、永井哲二 ▲同三年 久保一雄、森田五郎、野口昌夫、齋藤英三、高木藤之助、池上伴次 ▲同二年六月 長谷川博、清水省三、常見庸夫、▲同二年

近藤春二、丸川宗太郎、太田三郎 ▲同一年六月 野口信快、喜田一雄、村上光治、村田正次 ▲同二年(五年間執行猶豫) 稻葉辰藏、堀芳次郎 ▲同一年六月(五年間執行猶豫) 小柳正 ▲同一年六月(三年間執行猶豫) 石黒和夫 ▲同一年(五年間執行猶豫) 山田竹松、舊田銀市、大杉次郎 ▲同一年(三年間執行猶豫) 生沼曹記 ▲無罪 石館直三。右のうち實刑を科せられた十九名は控訴しまた無罪の石館、執行猶豫の稻葉、堀および宮崎等十五名は檢事控訴となつた。執行猶豫と確定した石黒外六名は同月二十三日釋放された。

控訴公判——京都共産黨事件に係る宮崎外十四名の控訴公判は七月十二日大阪控訴院に於いて開始、九月九日結審となり十二月十一日左の如き判決言渡があつた。

懲役四年 久保一雄、森田五郎、池上伴治、常見庸夫 ▲同三年 野口昌夫、長谷川博、齋藤英三、高木藤之助、清水省三 ▲同二年(五年間執行猶豫) 稻葉辰藏、堀芳次郎 ▲同一年半(同執行猶豫) 石館直三。宮崎、永井兩名は學聯事件で分離。右のうち常見を除き他は全部上訴權を放棄し、(檢事上告なし)直に服罪、猶豫者三名は十六日釋放された。

【神戸】 第一審判決——神戸地方における公判は昨年十二月十五日より開始續行されつゝあつたが、二月十六日左の如く判決言渡があつた。

懲役八年 板野勝次 ▲同六年 奥田宗太郎、三宅石市、白土五郎 ▲同五年 廣畑惣太郎、芝先文男、坂本留次、石田英一郎、荒木金太

郎、稗田隆次 ▲同四年 増井正一、勢野常治、平山喜三、三好松太郎、近江長五郎 ▲同三年 高丸唯一、尾關久松、小原健一、角田貞雄、奥本勳、濱田己之助、間庭實、阪田三郎、八田房吉、辻昌志、▲同二年 花井徳雄、西村榮助、池田國三郎、三戸森照雄、繁山實、橋本芳太郎、砂田喜作、富康熊吉、野口平民。以上のうち小原外六名を除くほか全部控訴した。

控訴公判——控訴した右の二十七名の公判は八月七日大阪控訴院にて開始、九月十七日結審、十二月十一日左の如く判決言渡があつた。

懲役八年 板野 ▲同六年 奥田、三宅、白土 ▲同五年 芝先、坂本、荒木 ▲同四年 坪井、勢野、平山、三好、近江 ▲同三年 尾關 ▲同二年(五年間執行猶豫) 高丸、角田、稗田、花井、間庭、砂田、坂田、西村、辻、野口、三戸森、繁山。(石田は學聯事件のため、廣畑は病氣のため分離)。右のうち奥田宗太郎一名上告したが他は服罪する事となつた。猶豫者十二名は十六日釋放。

【札幌】 第一審判決——同地方裁判所に於ける公判は昨年十月二十五日より本年一月にかけて續行されつゝあつたが、二月二日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 武内清、沼山松藏、渡邊利右衛門 ▲同五年 山口利哉 ▲同四年 田口右源太、石原義久、九津美房子 ▲同三年 寺島親藏、鮎田勝治、正木清、原田孝一郎、秋山安治 ▲同二年六月 寺島儀藏、音羽正雄、近藤榮作、佐藤富雄、宮下要吉、床波均 ▲同二年 上村

勝、菊地米吉、高橋英力、本田要吉、阿部茂太郎、安住豊、近藤隆策、山田慎吾 ▲同二年(四年間執行猶豫)太田四郎、金子正一、成田泰三、本間喜一郎、油谷外茂吉、松本昇、萩原信夫 ▲同三年以上五年以下 ××××(未成年者) ▲無罪 境一雄。右のうち執行猶豫及無罪の判決をうけた九名を除き他は全部控訴した。

控訴公判——札幌に於ける武内外二十五名に對する事件控訴公判は四月十五日より十七日に亘つて開かれ、審理の結果五月十五日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 武内、沼山、渡邊 ▲同五年 山口利哉 ▲同四年 久津見 ▲同三年 田口、石原、寺島(眞) 秋山 ▲同二年六月 宮下、音羽、佐藤 ▲同二年 原田、正木、鮎田、寺島(景)、近藤(榮)、安部、安住 ▲同二年(四年間執行猶豫)床波、上村、近藤(隆)、山田 ▲無罪 菊池、高橋、近藤(要)。以上のうち執行猶豫の四名および無罪の三名は釋放、武内、沼山、渡邊、山口、久津美、佐藤、安部、鮎田の八名は上告、他の十一名は服罪した。

上告公判 上記の武内外七名にかゝる上告公判は八月三十日より大審院に於て横村裁判長係、布施、押道兩氏辯護の下に開始されたが、上告棄却の判決があつた。

【函館】 控訴公判——函館地方裁判所の第一審判決を不服として控訴せる村上由因外十一名の控訴公判は本年二月札幌控訴院において開始されたが、三月一日左の如き判決言渡があつた。

懲役五年 村上由因、鈴木治亮 ▲同三年六月 齋藤金市 ▲同二

年六月。小橋秀夫、森永啓次、都秀雄 ▲同二年。小原道雄、長谷川春吉 ▲同二年(四年間執行猶豫)志田謙二郎、佐藤忠壽、水谷三重三志田、佐藤、水谷は原審では執行猶豫なり、他は何れも原審通りであった。執行猶豫の三名を除き何れも上告の手續をとつた。尙札幌、旭川並に函館地方事件被告の上告は何れも棄却となつた。

【福岡】 控訴公判——福岡共産黨事件の控訴公判は九月二十五日長崎控訴院に於いて開始、十一月六日左の如き判決言渡があつた。

懲役八年 藤井哲夫 ▲同五年六月 佐々木是延、▲同五年 松尾勝 ▲同六年 豊原五郎 ▲同二年(四年間執行猶豫)井上易義 ▲同四年 愛甲勝矢 ▲同一年六月 楠元芳武、玉谷留雄 ▲無罪大原金吾 ▲以下拘留日數通算(略) ▲同三年 西本靜雄 ▲同二年六月 松本惣一郎 ▲二年(四年間執行猶豫)田中次郎、伊藤捨雄 ▲同四年 永元光夫 ▲同三年 堀田勇 ▲同二年(四年間執行猶豫)渡邊憲治 ▲同三年 森田數名雄、安蘇源藏、棚田久雄 ▲同二年(四年間執行猶豫)遠藤清、▲同三年 岩永七郎、日高正夫

尙右の中無罪一名を除き全部上告した。

【名古屋】 控訴公判——同地方事件控訴公判は五月三日名古屋控訴院にて開廷、七月二十九日左の判決言渡があつた。

▲禁固一年六月 長谷川民之助、武田角次郎、高井安太郎 ▲同一年(五年間執行猶豫)五十君章、飯田治三郎
右長谷川、武田、高井に對し檢事は上告の手續をとつた。

【新潟】 第一審判決——昨年十二月十二日より開始された本縣下の公判は二月四日より五日間に亘つて再開續行されたが、二月二十七日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 岡田爲次郎 ▲同五年 岡崎一夫 ▲同四年 佐野勇吉 ▲同三年 藤田福二、瀧澤要平 ▲同二年半 佐藤佐藤治 ▲同二年 平林せん ▲同一年半 寺島徳治 ▲同二年 野口傳兵衛 ▲同一年半 安中作市郎 ▲同二年 稻村隆一 ▲同一年半 川崎直(平林以下何れも三年間執行猶豫) ▲無罪 淺井孝介、渡邊健一、原素行。右のうち岡崎、佐野、藤田、野口、渡邊、原、岡田、淺井、瀧澤、佐藤、稻村等十一名は被告並に檢事より控訴の申立をなした。

控訴公判——右の十一名に對する控訴公判は六月二十六日東京控訴院において布施細迫氏等七辯護士立會の下に開始せられたが、八月十二日左の如き判決言渡があつた。

懲役五年 岡田、▲同三年 福田、▲同二年半 瀧澤、▲同二年、佐藤 ▲同一年(三年間執行猶豫)稻村隆一、▲無罪 野口、淺井、渡邊、原(岡崎、佐野は病氣のため分離)。

【長野】 控訴公判——同地方共産黨事件の控訴公判は九月十日東京控訴院にて開廷、十月十二日左の判決言渡があつた。

懲役四年 上條寛雄 ▲同二年六月 山崎稔
【軍隊内】 軍隊内の共産黨事件に關する被告三名に對する公判は昨年第四師團軍法會議に於て開かれたが、本年一月七日左の如き判決言渡があつた。

▲憲役六年 中村福麿 ▲同二年 石村倉吉 ▲同一年六月 高瀬未成

二 四・一六事件

日本共産黨は昨年三月十五日の一齊檢舉によつて黨中堅幹部並に黨員の大多數を奪ひ去られ撲滅に瀕したが、同日の檢舉を免れた黨首腦部員および殘黨員等は直ちに黨再建を劃策し、昨年六、七月頃より積極的活動を開始するに至つた。かくて再組織運動は着々進展しつゝあつたが、本年四月十六日拂曉全國一齊に行はれた第二回の大檢舉によつて再組織運動者の大部分逮捕されためその目的は挫折するに至つた。當時の檢舉によつて起訴せられたるものは二百九十五名（十月二十五日現在）であつた。四・一六事件と呼ばれるものは是である。

四・一六の檢舉による起訴者一九五名、三・一五事件に關し起訴せられたるもの五百三十名。日本共産黨事件のため起訴せられたるもの通計八百二十五名（被檢舉者約千六百餘名）に上り、かくて大正十五年十二月に創立された日本共産黨は「こゝに一先づ撲滅するに至り」三・一五、四・一六事件の別名をもつて呼ばれる日本共産黨事件は終決を告げたのである。本年十一月五日同事件に關する記事解禁と同時に司法省より發表された四・一六事件の真相なるものを左に摘録する。

▲事件（四・一六事件）の經過（司法省發表）

『日本共産黨事件』の概要は同事件の記事一部解禁に際し發表（昭和四年版本年鑑第五部第一編第三章參照）したる所なるがその後における殘黨員の活動概況を述べれば次の如し

一、祕密結社日本共産黨は昭和三年三月十五日の第一次全國的一齊檢舉に因り大多數の黨員を失ひ黨の活動壊滅に瀕したるも檢舉を免れた首腦者等は急きよその對策方針を定め中央事務局および印刷局再建黨相互の聯絡保持機關紙の復興他の合法團體内におけるフラクションの確立工場細胞の再組織等黨組織の整備擴大並に黨活動の統制に努力して緊急勅令發布當時（三年六月二十九日）におよびたるものとす

二、緊急勅令の發布前後における活動の顯著なるものは露都モスコより歸還したる二十餘名の留學生による活動なり、（略）日本共産黨が大檢舉に因り殆んど壊滅に瀕したりとの報モスコに傳はるやコンミンテルンより急きよ歸國の上日本共産黨の再組織に努力すべき旨の命令を受け昭和三年四月中旬より同年七月下旬までの間相次で歸還上京したるものなるが黨首腦者等は之等歸還學生を迎ふるや黨の再組織方針に基き或は之を勧誘入黨せしめ或は日本共産主義青年同盟整備に従事せしめ更に或は大阪その他の地方に急派する等黨の再組織をなすため活潑なる行動を開始せしめたり（略）同年五月より同年十月下旬までの間殘黨中堅分子歸還學生等相次で檢舉せられたるため各地に於て歸還學生を利用して黨を整備擴大せんとしたる殘黨主腦者等の企圖は殆んど全く畫餅に歸するに至りたるものとす。

三、略——機關紙「赤旗」及び「無産者新聞」の活動——四、略——ニュースの活動——

五、（略）その後における首腦者等の執拗なる黨再建運動は又注目を要

す點なりとす即ち殘黨首腦者等は昭和三年十月十一月に亘りて中央部の陣容を改め同年十二月中央事務局は新黨組織準備會の指導を端緒として鬭争を開始し同月下旬同準備會が結社を禁止せられるや政治的自

由獲得勞農同盟の組織を利用して黨の擴大を計ると共に日本労働組合全國協議會の急進分子を通じて左翼團體に對し黨の活動を開始し更に他面に於て同月新黨組織準備會書記を動員し結黨大會のため上京したる地方代議員につき各地方におけるいはゆる革命的中心分子を調査せしめたる上同月下旬より本年三月に至る間有力なる黨員を全国各地に派遣し殘留黨員の調査をなさしむると共に他方オルガナイザーを定め一舉にして多数の新黨員を獲得せんとしこれ等全國的の黨活動は機關紙「赤旗」の再刊「赤旗パンフレット」の發行その他「ピラ」激文の頒分等と相まち本年二月以降著しく黨の頹勢を挽回し來れるを以て當局は銳意これが取締並に檢舉を繼續中三月中旬に至り黨中央部以下各地方委員會、地區委員會、細胞組織狀況及び黨員名等判明するに至り再組織日本共產黨は本年二月末現在にて全国各地に二百餘名の黨員を擁し、尙黨員以外においても多数の候補者並に同情者ありて黨の目的遂行のためにする行爲をなすの顯著なる形跡あり事態一日も猶豫すべからざるを認めたるを以つて四月十六日全国各地において第二次一齊檢舉を行ふに至りたるものとす、(略)かくの如くして第一次一齊檢舉後巧にその所在をくらし乍ら同黨の中樞機關として或は黨組織整備に或はコンミンテルンとの連絡に従事し全國に號令し居りたる首腦者は檢舉後一年餘にして掃滅せられ日本共產黨從來の幹部はこゝに一先づ壊滅するに至りたるものとす、(略)。

四月十六日の一齊檢舉の後起訴せられたる者の氏名並に年齢は左の

通りである。

【東京】市電自治會——立石虎記(二八)▲大谷みつよ(二九)▲田熊眞澄(二二)▲西村櫻東洋(二五)▲佐々木極(二五)▲小澤鷺太郎(二九)▲橋本菊代(二五)▲笹野與作(二九)▲田島敏(二二)▲荻野増治(二四)▲高橋よき(二四)○合同労働——鈴木清(二三)▲柴橋信利(二五)▲上野諭吉(二三)▲山川初治(二三)▲堀本芳雄(二九)▲伊藤健作(二九)▲丹後吉郎兵衛(二四)▲宮内盛春(二七)▲伊藤學道(二七)▲瀧口信三(二一)○遞友同志會——福田義一(二四)▲落合直文(二五)▲三浦安五郎(二七)▲阿久津三次(二三)▲渡邊久雄(二六)▲遠藤銚胤(二五)▲小林孟知(二二)▲矢島茂(二四)○關東金屬——小野義次(三〇)▲前田重人(二四)▲寺峰弘行(二六)▲菊地克巳(二五)▲竹内喜代次(二四)▲上原政雄(二五)▲小暮徳一(二五)○舊勞農黨——難波英夫(四二)▲橋本二郎(二六)▲立石峻藏(三〇)▲島本一夫(二五)▲鈴木小兵衛(二八)▲宇都宮廣(二七)○青年同盟——早坂文雄(二三)▲丸目秋一(二二)▲楠隆三郎(二三)▲山下初(二三)▲伊藤憲一(一九)▲宮ノ下文雄(二三)▲竹原弘(二一)○學生——高島宜三(二一)▲松浦長産(二三)▲島田節次(二二)▲信田秀三(二三)▲花房森(二二)▲福富正雄(二七)▲西島權三郎(二五)○雜——平賀直喜(二四)▲時國理一(四七)▲瀧口國太郎(二四)▲細金寶作(二五)▲伊藤保(二四)▲道瀬幸雄(二六)▲與田徳太郎(二六)▲秋笹正之輔(二七)▲安藤敏夫(二六)▲河野文雄(二六)▲近藤忠雄(二六)▲西村祭喜一(三八)▲川島藤三郎(二六)▲大原健次(二九)▲長谷川酉藏(二一)▲竹内文次(三〇)▲高橋貞樹(二五)▲山懸千樹(二五)▲某(一九)▲平山心(二二)▲奥山市造(二二)▲伊藤善市(二二)

▲千葉光(二四)▲前田一盛(二五)▲高橋貞治(二六)▲黒川泰一(二八)
▲谷川巖(二四)▲泉盈之進(二六)▲清家齡(二四)▲伊藤俊夫(二六)▲
櫻庭吉治(二四)▲酒井定吉(三七)▲黛閣太郎(二七)▲砂間一良(二七)
▲間庭末吉(二二)▲西田信春(二七)▲西川露子(二二)▲戸敷行盛(二
二)▲小林直衛(二九)▲原俊雄(二七)▲橋本信明(二三)▲吉田賢治
(二六)▲須永甫(二九)▲杉本文雄(二五)▲高橋弘壽(二二)▲園部眞一
(三一)

【大阪】 谷健三(二七)▲松本廣治(二八)▲仁科雄一(三三)▲長壁民
之助(三一)▲長壁重郎(二二)▲影山金光(二三)▲柳川敬二(二五)▲鹽
谷竹男(二三)▲中町彦藏(二二)▲村上兼吉(二八)▲佐野英造(三一)▲
岡部忠平(三〇)▲宇田義成(二四)▲山邊健太郎(二五)▲山口恒郎(二
二) 外未成年者二名 【京都】泉隆(二八)▲大門英太郎(二五)▲氏家正
人(二八) 【神戸】佐野楠弘外十二名 【名古屋】加藤敏夫外五名 【熊
本縣】中島辰夫外二名 【青森縣】大澤久明外九名 【群馬縣】朝倉健太
郎外八名 【新潟縣】淺沼喜實外一名 【福井縣】木下利男 【千葉縣】實
川清之外九名 【静岡縣】増田可一郎外十名 【秋田縣】安原謙市外九名
【佐賀縣】村岡貞秋 【宮城縣】多田喜市外二名 【福岡縣】辻公雄外十九
名 【鹿兒島縣】平野榮次 【宮崎縣】井上勇夫 【神奈川縣】山口圭次郎
外十七名 【長野縣】鷺美京一外十三名 【札幌地方】深谷作次郎外二十
名 【函館】曾根銀治外三名 【茨城縣】海野勝一外七名 【愛媛縣】林田
哲夫外二名 【廣島縣】米元玄聰外六名 【岡山縣】橋本正義。

右のうち本年内に公判開始せられ判決言渡しありたるもの
を各所屬裁判所別に見るに左の如くである。

尙本事件關係者は悉く昨年六月改悪されたる新治安維持法

の適用を受くるのである。

札幌 同地方に於ける起訴者二十一名(八名豫審免訴)中被告十三名
の公判は、十一月六日より札幌地方裁判所において開始、同月十四日
左の如く判決言渡しがあつた。

懲役六年 森良玄(二三)▲同四年 深谷作次郎(二二)▲同三年 烏
田清作(二九)▲同二年六月 松本和三(二四)▲同二年 曾根原博利
(二五)▲同二年 桂良吉(二〇)河内午之助(二四)菊地直芳(二七)▲同
二年(五年間執行猶豫) 風間六三(二三) 織田正之(二五)佐藤稔(二
〇)烏田正作(二九)松澤徳彌(二四)。尙右の中桂外五名は同月二十一
日控訴した。同日佐藤、烏田、織田を除く十名は檢事控訴に決定。
岡山 岡山縣下において起訴せられたる橋本正義(二七)に係る公判
は十一月二十日同地方裁判所にて開始、同月二十九日懲役五年の判決
を言渡された。

その他鹿兒島地方にて起訴せられ豫審の結果有罪と決した平野榮次
(二五)に係る公判は十二月十四日より、函館に於ける曾根銀治外三名
に係る公判は十二月四日より夫々其地方裁判所にて開始された。
他は東京其他數地方を除き豫審のみは概ね本年内に終結したが上記
四地方以外は何れも公判開始の運びに至らなかつた。

第四章 學生運動

本年度に於ける學生運動は、昨年來の當局の彈壓に次第に

潜行的となつて行つた。當局の彈壓は單に社會科學研究會のみに止らず、雄辯會新聞部等の思想的色彩を帯ぶる一切の校内團體に下さるゝに至つた。かくて學生運動はこの峻嚴なる彈壓を受けて彌々潜行的となると共に、校外同志との連絡其他の戦術は益々巧妙となり、當局の彈壓と善導對策は全く裏切られて頻々たる學生大衆の運動となつて現出した。一方注目を要するは校内における各機關に對する壓迫の結果街頭に出で、自ら極左運動に投ずる學生の増加した事であらう。

一 學聯事件

學生社會科學聯合會に關する治安維持法違反事件の控訴公判は昨年四月五日より大阪控訴院に於て開始、昨年末結審し、一月三十日判決の豫定が無期延期となりたる儘九ヶ月を経過したが、漸く九月二十四日傍聽禁止裡に再開せられた。二十五、二十八兩日に亘り公開禁止の儘續開せられたが十二月十二日、分離されたる東京共産黨關係者を除き被告二十一名に對して判決言渡があり、之をもつて大正十四年我國最初の治安維持法違反事件として檢擧せられ社會に一大衝擊を與へた學聯事件も一先づ結着を見るに至つた。判決は左の通りである。

甲 共産黨と併合審理の分——懲役七年(一審懲役八月)宮崎菊松▲
同六年六月(一審同十月)石田英一郎(一審八月、執行猶豫)熊谷孝雄▲

同五年(一審八月)永井哲二▲同六年(一審同八月、執行猶豫)松本篤一▲同四年(一審同上)太田遼一郎▲同三年(一審八月)鷲谷武二▲同五年(一審八月)古賀二男▲同三年(一審八月)黒川健三

乙 日本共産黨に加入せざる分(括弧内數字は前審刑)禁錮二年(十月)後藤壽男▲同二年(十月)鈴木安藏▲同一年六月(八月)黒田久太、大浦梅夫、蓬臺恒治、上村正夫 ▲同上(八月、執行猶豫) 原田耕▲同一年六月、五年執行猶豫(八月、執行猶豫)武藤丸楠▲同一年六月、二年執行猶豫(八月)内海洋一▲無罪衣谷加真(一審八月、執行猶豫)、逸見重雄(一審同上)、小崎正潔(一審八月)。以上のうち無罪の三名を除き他は凡て小岩井辯護士の手を経て上告の申立をなした。

二 共産黨事件關係學生

共産黨事件に關聯し、三・一五及び四・一六兩度の檢擧により起訴せられたる八百二十五名中専門學校程度以上の學生(及び卒業生)數を學校別に示せば左の如くである。

學校名	卒業者	在學者	中途退學者	合計
東大	二六	九	九	四四
京大	六	三	二	一
九大	一	一	四	一
東北大	一	一	一	一
北大	一	一	一	一
商大	一	一	二	一

岡山醫大	早大	中央大	明大	日大	立教大	法政大	東洋大	立命館大	五高	六高	福岡高	佐賀高	弘前高	桐生高工	東京外語	第一外語	大阪外語	早大高	明治學院	東京齒科	大阪齒科	九州齒科	日本女大	
—	八	—	三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	三	六	二	八	—	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	二	七	五	三	—	—	—	—	六	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

東京女高師 一
計 六〇 三三 八六 一七

三 社會科學運動

四、五年來活潑なる運動を續け無産階級運動の一翼として活氣横溢の状態にあつた學生運動は、學聯事件及共產黨事件のために有力なる指導者と有能なる幾多の闘士を奪ひ去られるとともに當局の彈壓は同事件を契機として更に強力化するに至り、昨年各學校の社會科學研究團は悉く解散を命ぜられ表面上消滅の道程をたどつたかに見えた。併し事實は地下にその反對の發展を遂げた。即檢學を免れた有力なる舊指導者は嚴重なる彈壓の網をくゞつて秘密研究會の組織を計り、傍ら校内辯論部、雜誌部等學友會各部に侵入し、處分された校外同志と連絡をとつて再組織運動を行つた。かくて社會科學運動は解散前より一層尖鋭化し、大學専門學校は勿論男女等學校方面にまで秘密研究會が組織せられる有様であつた。今主なる大學並に其他の學校における運動の本年度の狀況を左に摘記する。

▲東京帝國大學

▲左傾學生檢學——二月、工學部學生三浦は九日建國會撲滅のビラ貼りで、二十日法學部學生北村外一名は無産者新聞同人と協同して運動せりとの理由で夫々檢學せられた。

▲新人會再組織運動——二月十五日、東大學生二名は新人會解散後會を組織し各高等學校の讀書會を利用して會員を集め毎週火曜祕密に會合して研究をなすと同時に、會と舊労働黨との連絡を計り、また共產黨事件犠牲者救援の運動をなしたため中野署に檢舉された。

▲山本宣治氏解剖當日の示威運動——三月七日、山本宣治氏の遺骸が東大法醫學教室で解剖されし際、東大學生數十名は隊伍を組み示威運動を行ひ同教室前に至り、屋外演説、革命歌高唱に氣勢をあげた。

▲舊新人會學生處分——三月二十六日、同月十五日構内において舊新人會その他の名で禁止ピラを撒布した學生三名は處分された。

▲社會科學研究會員五名送局——九月八日、帝大、早大、農大等の思想研究會、讀書會々員學生三十餘名は研究及左翼團體加入の廉で五月十五日末警視廳の取調を受けつゝあつたが八月一日三森善藏、宮間俊太、高利赤、伊藤敏雄、三輪藤次の五名は治安維持法違反として送局された。

▲東北帝國大學

▲學生六名不當檢束——三月十五日、三・一五紀念日を期し不穩の計畫を協議する準備をなしたとの廉で、縣警察は同日未明同大學生六名(外に二高生二名)を檢束した。然るに取調べの結果右の事實全く不明であつたため、十六日社會科學研究準備會の名で「警察は好手段によつて不當の彈壓を下さんとするものである」との檄文が校内に撒布された。

▲社會科學の團體的研究——六月、舊研究會員等は再び祕密裡に團體的研究をなしつゝある、との嫌疑から法文學部、醫學部學生約二十名を學生課で嚴重に取調べた。併し右の事實判明せず、却つて大學當局

は處分方に窮する有様であつた。

▲社會科學研究團體公認を要求——十月三十日、同大學學友會總會開會の前日學内各學部學生に「社會科學、マルクス主義研究團體を公認せよ」とのピラを撒布した者があつた。

▲農業大學——同大學社會科學研究會員渡邊氏外六名は五月二十九日中野署に引致取調を受けた。大正十三年頃設立、現在二百餘名の會員を有する同大學社會科學研究會に彈壓の手を下すためであると言はれてゐる。

▲新潟醫大——同大學生二名は不穩ピラ印刷、撒布を計畫せりとの廉で十二月二十五日檢舉せられた。

▲第一高等學校——三月九日、社會科學研究および二月九、十兩日に不穩ピラを撒布したりとの理由で生徒三十餘名を取調べ、うち十六名が處分された(除名六、停學八、戒飾二)▲三日二十日、一高入學試験當日受験生に「マルクス主義研究、社會科學研究會への入會勧誘」のピラを配布した者があつた。當局は先に處分せられた十六學生の行爲とみて居る。

▲第二高等學校——三月十九日、校内二高受験者控室に東北學生自治擁護同盟の署名ある檄文數百枚撒布された。先に檢舉事件を引起した東北帝大生及二高生よりなる社會科學研究會準備の活躍と云はれて居る。▲縣特高課では社會科學研究會問題と稱し二高、帝大、高工、東北學院等の學生三十名を檢舉取調べたが、うち二高生二名は六月十五日、停學及戒飾の處分を受けた。▲十一月五日、二高生竹田、齋藤外數名は第二無産者新聞を購讀配布せる廉で仙臺警察署に檢舉せられた。

▲第三高等學校——五月二十八日、校内に於ける社會科學の集團的研究發覺して首腦者八名處分された(除名四、無期停學三)

▲第四高等學校——二月十四日、社會科學研究の理由をもつて學生三名を退學、二名を停學處分に附した。▲三月、マルクス主義的傾向を有する文藝雜誌「廣場」同人に解散を命じ、發行責任者たる生徒一名を退學處分に附した。四月十二日、同人復校を要求するビラを撒布した生徒があつた。

▲第五高等學校——三月一日、生徒平田峰雄は、新聞、宣傳ビラの撒布及び研究没頭の廉で退學處分を受けた。

▲第八高等學校——三月、八高及名古屋高商學生十數名は、三月十日陸軍紀念日に左翼團體と提携して「軍國主義打倒」のビラを撒布せんとしたとの理由で縣特高課の取調を受けた。

▲水戸高等學校——十二月十八日、文科二年生某は舊勞農黨員と共に校内に於いて學生左翼化の運動を續けたとの理由で退學を命ぜられた

▲姫路高等學校——二月二十六日、市内の祕密結社組織運動に關係して檢舉せられた生徒八名は夫々處分された(退學一、停學一、遣責四)

▲十月三日、各教室に「教化總動員反對」のビラが撒かれた。▲十月、左傾學生一名退學▲同月二十六日、同校生十二名檢舉。その理由は東京方面の共産黨員と連絡をとり同志十數名が校内に細胞組織を計畫策動したにあると云ふ。檢舉學生中三名は十二月八日送局、他は釋放された。本檢舉事件は同校の盟休事件を引起すに至つた。

▲廣島高等學校——二月二十一日、一月末同校内に社會科學研究彈壓

反對のビラが撒かれた。その嫌疑者及左傾雜誌「機關車」同人六名は廣島西署の取調を受けた。

▲松江高等學校——二月十七日、建國祭當日の不穩計畫に關係したとの理由で生徒一名退學、一名停學に處せられた。

▲山形高等學校——三月一日、社會科學研究會組織運動の嫌疑で一月來縣警察部で取調を受けつゝあつた生徒七名は不起訴となつたが、學校當局は悉く退學處分に附した。

▲弘前高等學校——三月十六日、理科三年生廣瀬秀夫は不穩文書二千枚を印刷注文せる事發覺して檢舉された。

▲早稻田高等學院——三月、第一、第二兩高等學院における社會科學研究團體たる文化思潮研究會は會長の就任拒絕により自然消滅の已むなきに至つた。

▲國學院大學——十二月、同大學豫科生三名は十月校内に社會科學研究會を組織して澁谷署に召喚取調をうけた。

▲東京外國語學校——二月、同校生八名は昨年六月より社會科學研究の祕密會合をなしつゝありしたため檢舉せられた。

▲宇都宮高等農林學校——三月、同校農政經濟科機關誌記載の軍教反對論文に關し、關係學生、教授等二十名取調べ中であつたが、十五日不起訴と決定、然るに學校當局は關係四教授(免職二、休職二)及學生を夫々處分した。

▲關西學院——七月、同院學生四名は、ナツプ神戸地域協議會を組織し戯曲泰本及「反帝」ビラを印刷して運動せるため、出版法違反で起訴

された。

▲中等學校に於ける運動——宮城縣石巻中學に研究会を組織せんとする運動のある事が判明した。▲三月、沖繩縣師範學校生徒並に一部小學教員等二十七名は大正十四年頃より各班を組織して研究しつゝあつた事が判明し同月二十九日夫々處分された（免狀褫奪二、懲戒免職五遺責休職九。訓戒十一）。▲七月、反軍國主義宣傳ビラ撒布から岡崎師範學校内に研究会存在する事が判明した。▲十一月廣島市内縣立某中學内に祕密研究会の存する事明となり同中學生四名引致取調を受けた。▲其他長野縣伊那中學生七名の不穩宣傳ビラ撒布（六月）。福島縣蠶業學校の軍教反對ビラ撒き。青森師範中學への宣傳ビラ撒布（以上四月）等の事があつた。

四 學生自治運動

昨年來文部當局の採り來つた、左傾學生の極度の彈壓、嚴罰主義、思想善導等々の反動的諸對策は當局の豫想を裏切つて正に反對の方向にその成果を現はした。即ち當局の反動對策は本年に入つて學生の自治的大衆運動をその量に於て著しく増大せしめた。と同時に社會科學研究の極度の抑壓のために鬱積された進歩的學生の不満は自治運動に捌口を求むるに至り、運動はそれ等の進歩的學生の指導乃至協力を得て更にその質に於いても亦深刻化するに至つた。今年年中に行はれた多數の此種の運動中主要なるもののみを左に列擧する。

▲同志社大學の紛争——四月、同校の紛争は四月下旬理事會が、先に前總長再選に對する理事會の不誠意及高商部敷地買収に絡る一部理事の醜事を摘發せる同志社新聞に關し、關係三教授を解職せることに端を發するものであつた。この理事會の專斷に對し、四月二十五日法學部十三教授團が聲明書を出して理事會を糾彈するや、二月來「海老名前總長再選、理事會の醜類一掃」を要求して動搖を續けつゝあつた大學並に豫科全學生は十三教授團と共同戰線を張つて二十六日各學部別に學生大會を開き、「三教授復職、西村理事追放」を決議した。續いて二十七日合同學生大會を開き、八十名の委員よりなる實行委員會に運動を一任すると同時に前記の目的を貫徹する迄授業ボイコットを斷行することを決議して盟休に入つた。高商、本學校學生有志また之を支持し紛争は益々擴大強化されて行つた。然るに五月四日教授團は同校先輩よりなる調停委員に無條件で調停を委任した。調停は一旦決裂したが、七日三教授の自發的辭任、西村理事の人事非干涉、教授會の意思尊重等の四條件を調停委員において保障する事によつて協定成立した。白紙委任に不満を抱きボイコットを續けつゝあつた學生側は、右の調停なるや八日岡崎公會堂に於て千五百の全學生出席の上で學生大會を開き、調停經過報告の後ボイコット中止を決議し、「同志社精神の擁護學園の自由自治」のため他の手段をもつて理事會と抗爭する旨聲明して散會した。かくて紛糾二週間に於て紛争は漸く解決を告げた。

▲東大騒擾事件——五月十五日、東大學生約一千名は同日午後構内廣場に於いて授業料値上反對、反動政策反對、自由擁護の大會を開いたが、官憲及守衛の妨害より亂闘となり遂に學生側七名其他三名の負傷者を出すに至つた。學生は大舉して學生主事に面會を求めたが要を得

ず、下の決議をなして散會した。△授業料値上絶體反對△學生主事及守衛の撤廢△學内惡取締規則の撤廢△所謂思想善導案反對。同日早稻田大學においても「授業料値下、暴壓反對」の學生大會が開かれた。

文部、司法兩當局は兩事件は互に賑絡あるものとみて重大視し、勝田文相は五月十七日の閣議で事件の顛末を報告して嚴罰をもつて處分する事を聲明した。同騒擾事件に關し警視廳官房特高課の取調べを受けた東大學生二十餘名のうち服部藤外八名は騒擾並に傷害罪として送局起訴せられた。學校當局は右九名の學生を祕密裡に退學處分に附した

▲早大騒擾事件——五月十五日、前記東大授業料値下大會と相呼應して同日早稻田大學にも學生大會が開かれ、左右兩派學生大會の對立、右傾學生の亂入となつて之亦騒擾化するに至つた。早大雄辯會は新聞學會に五月十五日の課外講義審議會で解散せられる形勢となつたので十一日雄辯會支持學生五百名は大會を開き解散反對を決議した。續いて十五日午後全早稻田自治學生會の主催にかゝる學生大會が開かれたが開會間もなく反動派學生の亂入によつて亂闘となり十數名の負傷者を出し騒擾の状態に陥つたため大隈侯銅像前に防禦の姿勢をとりつゝ續行下の決議をなして散會した。△學會の徹底的自主化△學内自治權の確立△授業料三割値下△學生課係の廢止△學内警察權行使の廢止外十三項。

一方この學生大會を承認せぬ反動派學生三百名は紀念講堂前に集し兩々相對峙して大會を開いた。大會後の示威行列は教授毆打等の事件を引起したが、夕刻辛じて散じ去つた。五月十一日學校當局は騒擾事件關係學生十一名を退學處分に附した。この處分に對し各學級は夫々反對を聲明し、學校當局を反省せしめんとする大衆運動が準備せら

れ事件は更に深刻化する形勢に立到つたが、學校側及官憲の警戒嚴重なりしたため機會なく、六月二十五日の「大學擁護デー」も平穩に終つた。尙本事件のため檢舉せられた學生十餘名中折戸數夫外三名は騒擾、傷害罪で起訴せられた。

▲龍谷大學盟休事件——五月末、理事會の選定せる新學長排斥運動より全學生は盟休を決行した。學校當局は關係教授二名を解職し、學生二十五名を退學處分に附したるため事件は紛糾し遂に本山の處置に反對する十一教授の連袂辭職を見るに至つた。

▲京都帝大新聞部改革反對運動——九月、學校當局が新聞部に壓迫を加へ之を改革せんとせるため改革反對の法經學部進歩的學生は大會を開き反對運動を行つた。

▲法政大學豫科盟休事件——九月、學生二名の處分に反對せる豫科全學生は大會を開き「不當處罰取消、學校行政にクラス委員を參加せしむること」等を要求して盟休を斷行した。

▲姫路高等學校盟休事件——十二月、十月左傾學生を退學處分に附したる事から全學生は動搖を續けてゐたが、十一月同校左傾學生十二名檢舉せられた際學校當局は之を放任し適當の處置をとらなかつたため全學生六百名生徒集會所に集合下の決議をなして十日より盟休に入つた。△校長代理、生徒主事の猛省並に自決を促す△生徒大會生徒代表者會議の公認△官憲の不法侵入に學校當局は抗議せよ等々。學校側の強壓により十二月十五日學生大會は上記條件の一切を撤回陳謝登校を決議するの已むなきに至つた。而も學校當局は盟休參加の全生徒を二週間の停學處分に附した。

▲浦和高等學校生の寮自治要求——十一月、同校寮生及通學生六百名

は寮自治確認を要求して一日より盟休を執行した。併し學校當局強硬にして九日要求撤回屈服の已むなきに至つた。

▲松山高等學校盟休——十一月、六日校長不信任を決議し盟休を斷行した。十日文部省、學校當局の壓力によつて生徒側は強制的に悔悟せしめられて和解となつた。

▲静岡高等學校盟休——十二月、選手制度廢止問題より動搖しつゝあつた同校生徒は十八日學期試験延期を要求して盟休した。二十一日要求貫徹して解決。

▲高知高等學校休校事件——十二月、學校當局の高壓的態度に反抗せる全學生は十七日校内自治を要求して盟休を決議したが、學校當局は先手を打つて翌年一月七日迄休校を聲明した。

▲第六高等學校盟休——十二月、一生徒の退學より、同處罰の輕減、校長排斥、生徒大會公認を要求して十一日より盟休、十四日校長の讓歩により犠牲者を出さず解決。

第五章 藝術家の運動

茲にはプロレタリア藝術家の諸團體を、一つの社會主義的團體と目し、無産階級運動の一翼をなすものとみて、その運動の概略を記述する。

從來抗爭分裂の過程を踏みつゝあつた此の種の運動も、昨年三月極左派の『全日本無産者藝術聯盟』——『戦旗』——の誕生とともに陣営内は同聯盟と『勞農藝術家聯盟』——『文藝戦線』——の二大分野に略々整理され、兩聯盟は互に白兵戦を演

じつゝもその創作的活動においては兩派相並んで漸く文壇の注目を惹くに至つた。昨年末ナツプ新組織なつてより本年に入つてはその傾向特に著しく、小林氏の「蟹工船」、徳水氏「太陽のない街」、岩藤氏「鐵」、「賃銀奴隷宣言」の如き諸作品は多大の賞讃を博した。その他山田、中野、橋本、片岡、林、貴司、窪川（以上戦旗派）前田河、金子、平林、黒島、里村、葉山、兩細田（以上文戦派）の諸氏の創作的活動によつて所謂文壇に於ける無産者藝術の地位は全く確立せられ、その王座に肉迫するに至り、その作品は常にインテリ讀者層のみでなく、漸く工場、農村の大衆の間に侵潤して行つた。日本共産黨事件以來極左派の合法的政治運動が全く絞殺されてからは之を支持するものは藝術家運動ですらも最早安全なる「特等席」ではあり得なかつたが、『戦旗』派の人々は引續く檢舉、拘留など彈壓の嵐の中に創作、講演、演劇、展覽會等その本來の活動を通じて、更にまた街頭に出で救援に、反帝、反戦運動に、無産者新聞防衛のために、他の極左團と協力して實戦に進出參加して潑刺たる武者振を示した。それ等の敢果なる運動をなせる人々の母體『全日本無産者藝術團體協議會』の成立經過及びその組織を左に記述する。

全日本無産者藝術聯盟臨時全國大會（昭和三年十二月二十五日、於聯盟事務所）は、舊聯盟組織を技術的部門別に依る全國的統一團體の結集體に再組織する事を決議し、同大會は新組織創立合同大會に變更

され、かくて『全日本無産者藝術團體協議會』は生れ出た。協議會を構成する技術的部門別團體及各團體より選出された全國中央協議委員會の構成員は左の通りである。

議長 橋浦泰雄、書記長 鹿地亘、中央協議員 【文學團體】——山田清三郎、藏原惟人他五名 【演劇團體】村山知義他左翼劇場より三名 大阪左翼劇場一名、金澤前衛劇場一名 【美術團體】柳瀬正夢他四名 【映畫團體】中島信他二名 【音樂團體】守田正義。同協議會の發會宣言は左の如く言ふ。

ナツプ『全日本無産者藝術團體協議會』發會宣言

舊全日本無産者藝術聯盟がその創立以來九ヶ月、わが國唯一の社會主義的藝術團體として支配階級並びにその手先社會民主主義者と戦つて來たことは、すべての人の知る所である。その苦痛多き闘争を通じてわが國の無産者藝術運動は眞に全國的となり、更に藝術各部門の獨立的活動は頓に促進され、かくの如きものとして今や全日本の無産者藝術運動は主として舊聯盟の旗の下に戦はれるに至つた。かゝる藝術戦線の戦鬨の統一を齎した根本の要因は言ふまでもなく、昨年三月以來の未曾有の艱難を克服し、こゝに輝かしき姿を現して來たわがプロレタリアートの成長躍進に外ならない。

然るに舊聯盟の從來探つて來た地域的組織は、もはやこの強化した各藝術部門の全國的獨立に應じ得ず、同時に各藝術部門はまた、それら十分に全國的獨立的に戦ひ得る力を蓄積した。こゝに舊全日本無産者藝術聯盟第二回大會は、その組織を革めその各藝術部門を全國的獨立團體となし、その統一連絡を司るべき全日本無産者藝術團體協議會(略稱ナツプ)の發會を見るに至つた。今やわが國社會主義的藝術

第五部第一篇 社會主義的運動

運動の實體はこれら藝術各部門の全國的獨立團體である。全日本のプロレタリア藝術家は、眞にプロレタリア的に戦はうとする限り、それら全國的團體に加盟闘争せよ!

かくして藝術各部門の活動を更に更に活潑にし、

全藝術の力をわがプロレタリアートの勝利の日に供へよ!

一九二八年十二月二十五日

全日本無産者藝術團體協議會

創作以外では、映畫、音樂ともに本年は未だ無産者藝術の一分野としての存在を主張し得るには至らなかつたが、詩・歌壇に於いては純プロレタリア的短歌を主張する『無産者歌人聯盟』が成立し、その機關誌『短歌戦線』によつて短歌革命運動を唱導した。がその活動の特記す可きは演劇、美術であらう。

ナツプ加盟の日本プロレタリア劇場同盟(東京左翼劇場、大阪左翼劇場、金澤前衛劇場、静岡前衛座、京都青晴劇場、松本地方、神戸地方各準備會、高知街頭座は當局の彈壓を侵して各地に於て夫々公演に移動劇場に活動を續けた。就中東京左翼劇場は華しい活躍をなした。即一月(二六—二九日、於築地小劇場)『ダントンの死』を、五月四日(於上野自治會館)第五回公演に『足のないマルチン』『怒濤』を、六月末(於築地)『全線』を上演して單に斯界の注目を惹いたのみでなく深く且つ廣く無産者層に喰入つて行つた。前半年のかゝる活動に引換え後期は極度の彈壓のために振はず、僅かに『労働者ニコノ』『大會』——十一月於上野自治會館——に氣を吐いたに止まる。

其他三月に分裂を遂げた築地、新築地兩劇場、歌舞伎俳優河原崎長

十郎の率ひる心座等は何れも左翼劇場と相提携して、漸次左への轉換を遂げた。即十月、共通の利害と方向をもつ上記四劇團は、演劇を新興大衆のものとなす必然機關として『新興劇團協議會』を組織し、心座兩築地(築地小劇場は十二月に脱退した)も左翼作家の脚本を上演するに至つた。而もその各公演が吸収せる觀客の多數なりし事は、遂にかの營利的興業者をして左翼劇團に大劇場——帝劇、本郷座等——への進出の機會を與へるに至つた程であつた。尙『新劇協會』は文藝戦線と提携し、左翼劇場と相對立して活躍するかに見えたが「海に生くる人々」の上演を最後として解散した。

次にプロレタリア美術運動に關し記すべきことは、四月末舊日本プロレタリア美術家同盟(ナツプ加盟)と造型藝術家協會とが合同して『日本プロレタリア美術家同盟』を組織し、それと同時にプロレタリア美術研究所を設立したこと、および合同後最初の展覽會たる「第二回プロレタリア美術展覽會」が十一月一日——十五日上野美術館に開かれ、矢部、須山等の諸氏の作品が多大の肝銘を大衆に與へたことなどであらう。尙同盟は京都、大阪、鹿兒島其他各地に移動展を開き當局の禁止、撤回と闘つた。

尙アナ系文藝思想團體『黑色戦線社』(本篇第二章第一節參照)アナ系詩人の聯合體『社會詩人聯合』——三月成立——も夫々活動をなした。文學、映畫等藝術の研究、闘争の一部門をも有するプロレタリア科學研究所の設立に關しては既に記述した(本篇第二章第二節)。

第六章 婦人運動

昭和二年を境として我國の婦人運動は一つの轉回期に入つた。そしてこの轉回期を特徴付けるものは從來のブルジョア的既成婦人團體に對抗して無産階級を地盤とし階級的イデオロギーの上に立つ無産婦人團體の發生とその著しい進出であつた。この間における我婦人運動界の経緯については昭和三年並に四年版本年鑑において概略の説明を與へたところである。爾來、我婦人運動の上の二大潮流に分れ、時に兩者が共同の動作を取ることあつたが、大體に根本的な對立關係を維持し、その對立は年と共に更に深められてゆくやうに見える。既成的團體として本年中活潑なる活動を見せたものは婦選獲得同盟と全關西婦人聯合會の如きものであるが、就中本年の第五十六議會における婦人公衆問題を中心に婦選獲得同盟がまき起したセンセーションは可成り顯著なものであつた。しかし婦人公衆そのものは一時衆議院通過の氣運を見せたのみで、結局政府の奸策によつて葬り去られた。尙ほ婦選運動については昨年春新舊七婦人團體が共同戦線を張つて婦選獲得共同委員會を組織してゐたが、同年秋無産婦人團體はこの共同運動に干與せざることに態度決定したため、同共同委員會においてもその活動の主役は獲得同盟によつて演ぜられた。尙はこの種の運動において附記すべきものとしては東京市會選舉における淨化運動であり、婦選獲得同盟、婦人市政研究會は淨化運動から更に推薦候補應援にまで進出し、

又各無産婦人團體も自黨候補の應援に活躍した。婦選運動を當面の行動目標とするこれらの團體に比すれば、全關西婦人聯合會の如きは更に一步を退き、宗教、教育、消費經濟等の漠然たるテーマを捕へて決議を行ふに過ぎず、又何等の積極的な行動に出でず、謂はゞ御用婦人體團の觀がある。

無産婦人團體について云へば、その最左翼の地位にあつて舊勞農黨傘下の關東婦人同盟は既に昨年解體し、更に昨年末における五黨合同の當然の歸結として舊日本勞農黨系の全國婦人同盟と舊無産大衆黨系の無産婦人聯盟とが本年初頭に合同して新たに無産婦人同盟を生むに至つた。かくてこの新生の無産婦人同盟と社民系の社會婦人同盟とが、無産婦人團體における主たる役割をもつたのであるが、その本年中の活動は必しも活潑であるとは云へず、殊に無産婦人同盟は合同以來兩派の折合思はしからず、ためにその活動力は大いに減殺されざるを得なかつた。尙ほこれら無産婦人運動の詳細については本年鑑第二部第二篇第四章の参照を乞ふ。

第七章 水平運動

わが水平運動が全國水平社、日本水平社、全國水平社解放聯盟の三派對立の状態を現出してから、この運動は沈潜期に入つたが、昭和二年以來全國大會においては常に純水平運動

と左翼水平運動の融和を計り分裂せる運動の分野を統一して不振の運動を挽回せんとする企が無益に繰返された。然るに本年十一月名古屋市に開催された「第八回全國大會」を期としてアナ系の「解放聯盟」解體の曙光を見得るに至り、遂に十二月同盟は解體して「全國水平社」に合流する事に決し、茲に關東、關西の統一なつて、挽回運動に精進し得可き形勢となつた。

一 大會その他

▲地方大會——愛媛縣水平社第四回大會、二月十五日、松山市にて開催。△山口縣水平社大會、三月二日、山口町にて開催。△關東水平社聯合委員會、三月二十三日、於群馬縣太田町。△全關東水平社誕生大會。四月十二日、於太田町——全國水平社關東聯合會本部は本大會を承認せざる旨聲明した——△奈良縣水平社擴大委員會、八月二十八日、於奈良縣高田町。△長野縣水平社第八回大會、十月十四日、於同縣南佐久郡舊田町。△全國水平社岡山縣聯合會第七回總會、十一月二日、於岡山市。△岐阜縣水平社大會、十一月六日、於大垣市。△廣島縣水平社第七回大會、十一月十日、於廣島市。△兵庫縣水平社改革協議會、十二月十五日、於姫路市。△全關東水平社代表者會議、十二月二十三日、於埼玉縣熊谷町。

▲水平社中央委員會——全國水平社第七年度中央委員會(第一回)、三月二十七日大阪市浪速區西濱町全國水平社本部にて開催。中央委員十二名、理事五名出席の上左の事項を決議した。——【決議事項】一、組織改革の件(留保)二、水平新聞移轉の件(京都へ移轉に決定)

三、第八回全國大會の件(名古屋にて十一月開催)四、參謀本部地圖問題對策の件。五、運動方針書に關する件(次期中央委員會にて再審議)△第二回中央委員會(擴大)、八月五日、於大阪全國水平社本部開催。委員十八名、理事三名出席、左の事項を決議した。——【決議事項】一、總本部維持費の件。二、常任理事會確立の件。三、東京朝日新聞糾弾解決承認の件。四、京都市役所差別地圖配布外三件の差別對策の件。五、第八回全國大會準備委員會設置の件。

▲水平社全國大會——全國水平社第七回大會は十一月四日名古屋市中區御園座で開催された。三府十五縣より參集せる代議員二百名。議長に阪本清一郎氏(奈良)を、副議長に朝倉重吉(長野)、梅津高次郎(福岡)の兩氏を、夫々選任、各種委員任命の後總議事に入つた。議事左の如し。

一、規約變更の件(法規委員會附託)二、財政部確立の件(可決)。
三、水平社名濫用に關する件(可決)四、機關紙部確立に關する件(可決)五、運動方針書作成の件(法規委員會及府縣代表者會議託記)六、融和事業團體に對する鬭争の件(融和運動の恩惠的態度を徹底的に克服すること、等を可決)。

緊急動議として提出されたものは次の通りである。

一、×××××に關する歴史的資料蒐集調査の件(可決)二、青年部設置の件(撤回)三、水平運動鬭士養成並に犠牲者救援に關する件(可決)四、郡是製糸會社差別糾弾の件(大會の名を以て抗議文を送ること)五、新潟縣岩船郡館腰村小川區有財産處分に對する差別糾弾の件(可決)兩本願寺に對する募財拒絕積極的實行、兩本願寺

融和團體即時解體要求、教化機關設置、地方遊説、の四緊急動議は何れも委員附託となり、福岡聯隊事件關係者に大會の名を以て慰問文を送る動議は可決。甦生の意氣淒しい内部燃焼を貽んだ第八回全國大會は以上諸件の審議を了して閉會した。大會終了後同市西區平野町幼稚園に於て紀念演説が開催された。

尙五日前記幼稚園にて開催される豫定であつた府縣代表者會議は、種々の事情のため延期となり、各代議員は歸郷後直ちに各地方大會或は擴大委員會を開き、責任ある中央委員を各一名宛選出すること而して大會において附託となれる一切の審議案を中央委員會に附託することに決定した。

二 差別撤廢運動その他

本年中に於ける差別糾弾事件は四八四件にて前年より著しく減少したと言はれてゐる。而も暴力的糾弾は殆んどなく、糾弾方法は概して穩健となつた。主要なる運動並にこの種の事件に關する諸運動を左に摘記する。

▲小學兒童差別待遇事件——二月、徳島縣三好郡箒藏村立西山尋常小學校職員は同村西山より通學する兒童二十餘名に對し差別待遇をなせるため十一日父兄は夫等の通學兒全部を休校せしめた。十八日村當局の調停によつて和解。

▲新潟縣岩船郡館腰村小川區有財産差別事件——三月、同村における區有財産たる土地(九町六反歩)の利用に關し一般村民は水平社同人の入會權を認めず、同村々會は水平社同人なるが故に水平社社員は同地の収益分配へ參加の權利なしとの決議をなしたため、水平社總本部は内相並に縣當局に對して、村當局の不當處置に對する監督

官廳の責任を問うた。

▲陸地測量部地圖差別名稱記載事件——三月、大正六年陸軍參謀本部陸地測量部發行廣島縣下福山地方地圖中沼隈郡松永、赤阪間の峠に差別名稱記載しあることを同縣水平社員發見、三月末中央委員會に於て實地調査の結果、差別事實明白となつたため、陸軍當局糾彈の運動を決行した。糾彈スローガンは一、差別を教唆する參謀本部の糾彈、二、軍隊内に於ける糾彈權の確保等。

▲水平運動の國際的進出計畫——五月、全國水平社京都府滋賀縣聯合會本部では水平運動の國際的進出を企圖し、第十二回國際労働會議に代表委員三名を派遣す可く前労働代表米窪、鈴木文治兩氏の諒解を得て、その準備を進めたが、旅券下附されず、この計畫は挫折した。

▲福岡聯隊襲撃事件上告判決——六月六日——福岡水平社同人の第二十四聯隊襲撃(昭和三年版本年鑑參照)に關する爆發物取締法違反事件に連座せる各被告の上告は昨年末棄却となつたが、和田藤助のみは事實審理を開始すとの判決を受け(昭和四年版本年鑑參照)、その第一回公判は四月八日大審院板倉裁判長係り開始せられ、五月二十七日續開、六月六日、懲役三年の判決を言渡された。

▲入營兵侮辱事件——九月十五日、京都市外深草歩兵第九聯隊に入營の本年度教育召集補充兵に對し見送人の一人が差別助言辭を弄したことより見送の水平社同人激昂し亂闘事件を惹起すに至つた。

▲長野縣南佐久郡平賀村區有林差別事件——十月、同村瀬戸では區有林の共有權に關し水平社同人には權利なしとして一切之に關與せしめなかつたので、瀬戸水平社支部では權利確認の交渉をなしたが

應じなかつたため、糾彈運動を決行するに至つた。

▲北原泰作氏除隊——十月二十九日、昭和二年十一月直訴を企て、請願令違反として一年の刑に服した後更に姫路陸軍教化隊に在つた水平社同人北原氏は二十九日三十餘名の同志に迎へられて除隊した▲尙其他東京及埼玉水平社の『實業の日本』差別字句使用糾彈(十一月二十日)、△廣島縣水平社の『廣島縣史』記載の差別文字に關する縣當局糾彈(十一月)、△山口縣玖珂郡高森町長の軍隊宿舍割當に關する差別待遇糾彈(十一月)、△東京支部聯合の『時事新報日曜附録漫畫』の差別字句使用糾彈十二月二十四日等の事件があつた。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝鮮

朝鮮に於ける社會運動は、本年もソール青年會系の諸團體を左翼に、以下火曜會派、北風會系の各團體對立の状態依然として存續せるため、内部的抗争の爲に運動の戦線は攪亂せられ、各團體ともに甚しく勢力を減殺される有様であつた。本年九月ソール青年會は突如として解體を聲明し、朝鮮労働黨系の有力なる團體無産青年會亦相次いで解體した。この兩青年會の解體はより有力なる合同青年會結成の下準備とも見られ、統一の曙光は先づ此所より輝くかに見えたが、併し分裂抗争の状態を續けつつある運動全戦線の統一が近き將來に

實現されるとは考えられない。極左共産主義團體の潜行運動は、大正十四、十五年の兩度の大檢舉と小黨分立に禍されてその規模は次第に縮少しつゝあるが、其量に於いては昨年に劣らず隨所に行はれた。最大且最有力の民族團體たる新幹會は一月に大會を開きたると昨秋その組織を變更したる他は十二月學生騷擾事件の裏面に策動せりと傳へらるゝに止まる。而して衡平社の運動は資料なきが故に省略する。終に注目を要するは社會主義運動が昨年以來次第に廣く深く學生層に侵潤して行きつゝあることである。朝鮮人男女中等學校に頻發せる盟休、迫紙同盟等は昭和元年五十五件、二年七十二件、三年八十三件毎年著しく増加し、本年度の數字は明瞭ではないが更に増大せる事は年末の六道四十餘校に波及せる學生騷擾事件のみをもつても推知することが出来る。而も之等の盟休等は民族主義的動機のものより次第に極左思想問題に因由するものが多くなつた。校内に於ける研究會、共産主義秘密結社の組織熱は一昨年來漸く熾烈の度を増すのみである。大邱の赤友同盟、革友同盟外四同盟、京城のキヨク黨等は其一例である。而も之等の學生團體就中キヨク黨、革友同盟の如きは完全なる組織體系を存するものであつた。之等諸團體による學生の思想運動は本年も熾烈を極め、十二月の學生騷擾事件は本年度の活動の總決算とも見られる。今以上の諸運動の主要のもののみを左に記述する。

▲第三次朝鮮共産黨(M・L黨)事件——昨年二月二日京城其他で同事件に關し檢舉せられた東亞日報編輯局長金俊淵外二十七名(外に併合豫審の共産主義者四名)は十月二十八日京城地方法院の豫審終結し治安維持法違反として同法院の公判に附せられる事となつた。同時に同事件に關する記事は解禁となつた。同事件の概要を記述すれば——大正十四、五年兩度の大檢舉により朝鮮共産黨(本年鑑昭和三年、四年版本章參照)は撲滅に頻したが、當時の檢舉に洩れた吳義善等が朝鮮内地の同志と連絡をとつて黨再建を計り、大正十五年十一月朝鮮に潜入、一月會、京城青年會、朝鮮青年同盟、朝鮮労働總同盟と連絡をとつて結黨式をあげた。昭和二年六月頃コンミンテルンの承認を受けて黨が成立するや、滿洲、上海、東京に各部を設け全道に三十餘の細胞を組織して全鮮の赤化を計つた。同年夏幹部を改選して責任秘書金俊淵、宣傳部長韓外二名、組織部長崔益翰外二名とし昨年一月京城で黨員大會を開かんとして檢舉せらるゝに至つたものである。

▲新義州共産黨事件——第四次朝鮮共産黨事件と呼ばれる同事件に關し昨年四月二十一日新義州、京城、東京、大阪等各地において檢舉せられた五十三名中吳相哲外二十一名にかゝる治安維持法違反事件は、四月十五日新義州地方法院の豫審終結し、右の中十四名は同法院の公判(七月十七日、十一月二十日)に附せられた。同事件概要は左の如し。

第三次朝鮮共産黨幹部の一派が同黨内に組織せるM・L黨に反感を抱ける同黨の他の幹部は、M・L黨が昭和二年十二月勝手に自派より選出せる幹部をモスコイに報告せることを憤慨し、新に朝鮮共

産黨を組織せんとして昭和二年十二月京城に各道代表者十三名會合し、李丙儀外三名を中央執行委員に擧げ、政治、組織、宣傳の三部を設けて組織を完備し、東京、大阪在留の同志と連絡をとつて運動を開始した。昭和三年一月中旬中央執行委員會の決議に基きコンミンテルンの承認を受くるためモスコイに代表を派遣した。金東泰外數名は黨員養成機關として朝鮮共產青年會を組織し、承認を得るためモスコイに出發せんとせる際發覺檢舉せられたものである。被告は李丙儀、朴衝秉、徐臺哲、李增林、金京泰、吳相哲外八名である

▲平壤共產黨事件——大正十四年四月平壤におけるソール青年會系統の共產主義者等は上海共產黨の援助を得て第三インテルと連絡をとり朝鮮共產黨平壤支部を組織し潜行運動中第三次共產黨の出現に脅威を感じ昭和二年十二月頃より平壤洋機工組合執行委員長廉永華主腦となつて組織強化、黨勢擴張を計り、全鮮各地に細胞を組織して全鮮赤化運動を起しつゝありし事發覺して昭和三年六月十七日一味二十五名平壤署に檢舉せられた。李英、廉永華外十二名は本年五月二十二日平壤地方法院の豫審終結し、同院の公判(五月二十三、八兩日)に附せられたが、六月四日下の如く判決を言渡された。▲懲役四年(未決三百日通算)李英▲同二年廉永華、張基郁、鄭鶴源、咸演皞、康基迪、韓宗瑜、▲同一年金日順、朴燦貫、李用奎(以上未決百八十日通算)▲同六月(三年執行猶豫)姜奎海、金日善、崔令玉、朴敬浩。

▲第四赤色大衆黨事件——京畿道坡州朝鮮農人社金奉詰、徐元豹は同志十名と昭和二年十一月開城共產黨を組織し昨年三月規約、綱領

誓約書を作成して全鮮に配布し運動を開始したが、同年十月二十日黨名を第四赤色大衆黨と改め、軍事、調査、祕書、民族部等を組織して活動を續けつゝあつた所昨年十一月仁川署に檢舉せられた。檢舉者二十餘名中金外十二名は豫審の結果治安維持法、出版法違反、放火罪にて十月二十一日京城地方法院の公判に附せられた。

▲九月、舊義烈團殘黨よりなる留粵(廣東)韓國革命同志會は大正十五年秋以來廣東を中心として獨立運動を劃策しつゝあつたが、本年九月朝鮮博覽會を機として實行に移らんとして除義駿外二十名は九月二十四日京城本町警察に檢舉せられた。▲其他朝鮮佛教々務院の解放運動事件(三月)、水雲教徒百餘名の祕密結社事件、黑戰社(六月)、我空社事件(九月) 新幹會、權友會、朝鮮勞動總同盟その他各民族思想團體幹部約五十名が學生騷擾事件(後述)煽動の廉で檢舉された(十二月、京城)、等々の出來事があつたが、内容は何れも判明しない。

朝鮮學生の思想運動中主要のものゝみを擧ぐれば、——▲大邱高等普通學校生の社會科學研究祕密結社(赤友會)事件——昭和三年十一月、同事件に關し同月二日百餘名檢舉せられたが、うち張鐘煥外二十八名は本年八月七日豫審終結し、治安維持法、暴力行爲法違反として九月同地方法院の公判に附せられた。

▲全鮮學生騷擾事件——十一月——十二月、十一月三日全羅南道光州に於ける中學(内)對高等普通學校(鮮)の内鮮學生爭鬭事件後、同日同高普校外三校の朝鮮男女學生は示威運動を行へるため七十二名檢束、同月十二日同上各校學生は再び示威運動、アヂピラ撒布によつて二百五十名檢束、茲に運動は政治的、思想的色彩をおび暴動化

するに至つた。當局は光州學生の行動の裏面に同地思想團體の策動あるものと認め、「探査の結果、裏面に同地思想團體幹部の下に各學校生徒を網羅する共產主義秘密結社の組織あり、上記争鬭事件發生を好機として之を利用して朝鮮人學生を煽動し不穩なる事態を惹起せしめるに至つたものである事判明した」——十二月十一日總督府警務局發表——其間事件は十二月初旬にかけ木浦、京城、羅州、等六道四十餘校に波及し、それ等各校生は各々光州檢束學生放還の示威行列、盟休、アヂピラ撒きを行ひ運動は各地共に暴動化の形勢に立ち到つた。當局は一齊檢束（十二月九日京城にては學生約九百名檢束）をもつて之を彈壓するとともに、運動の背後に策動せるものありとみて京城新幹會其他思想團體幹部約五十名を檢束（同月十三日）した。此事件に關し檢束されし學生其他約一千三百名、うち一二六名が共產主義宣傳、煽動の嫌で送局された。尙騷擾は彈壓と長期間の休校によつて辛じて平穩に歸し、各校は何づれも十二月二十日頃開校し得るに至つた。

第二節 臺灣

臺灣の社會運動に二大分野を劃する臺灣民衆黨及臺灣文化協會のうち、左翼を代表する臺灣文化協會は一昨年（一九三〇年）の新竹騷擾事件のためその首腦人物を奪はれしと、當局の彈壓は引續き此派に峻嚴であつたため、本年上半期に於けるその運動は全く振はなかつた。王敏川其他幹部の奔走によつて六月以降漸く恢復の機運に向つたが、十一月彰化に開かれた全島代表

大會以後は、連溫鄉除名問題、黨則改正問題等より黨内に内紛を生じ再び活動力を奪はるゝに至つた。之に反し臺灣民衆黨は前年大會に於て「以農工階級爲中心勢力、以農工商學爲共同戦線」の原則を確立してより急速に勢力を伸張し、勞働農民運動においては工友總聯盟及各地農民協會を援助し、政治運動に於いては地方自治制度完成の目的に向つて華々しい活躍をなした。而して本島に於ける此種運動に對する彈壓、取締の嚴なる事は運動右翼を代表する民衆黨員にして本年中期決拘留及投獄せられたる者百名を下らざることによつても知られる。臺灣農民組合は此種解放團體中最嚴の彈壓を受けつゝあるに拘らず最も積局的な活動を續けた。左に上記二思想團體の本年中に於ける運動の概況及その他の思想運動の主要なるもののみを記述する。

【臺灣民衆黨の運動】——▲臺灣議會設置運動のため島民代表請願委員として黨員王鐘麟外二名を東京に派遣した（二月六日）▲渡華旅券制度撤廢に關し農原に演說會を開催（四月二十三日）▲臺北支部は臺北市街電車敷設反對運動を起した。六月三十日の同問題講演會は中止、七名檢束された。▲七月九日黨本部は濱口首相、松田拓相に臺灣自治制完成、言論・出版・集會の自由、日刊新聞發行を臺灣人に許可する事、義務教育の即時施行、司法制度改革、等の要求建議書を提出した。▲九月二十一日石塚總督に對し、官更加俸廢止要求、採用制度廢止、其他上記諸要求等十一項よりなる陳情書を提出した

▲第三次黨員大會——十月十七日、於新竹公會堂開催、出席黨員百

八十餘名、議長に陳旺成、副議長に曾瑞堯兩氏選任せられ、中央委員會提出の下の議案、一、黨則修正、二、年度改正及び其他常置委員會並に各支部の提案を審議して閉會。

尙同大會の宣言書に關し黨領袖蔣渭水氏外三名は臺灣出版規則違反として起訴せられた。

【臺灣文化協會の運動】——六月十七日、總督府施政紀念日當日打倒帝國主義のアヂピラを撒布して協會幹部連溫郷外二名檢舉されたが七月二十四日何れも臺北地方法院にて禁錮四ヶ月の刑を言渡された

▲全島代表大會——十一月三日、於彰化開催、出席代表四十九名、議長楊老居、副議長賴和兩氏、討議事項は——一、大衆時報再實現の促進、二、警察當局の職業干渉抗議、三、會則修正。本大會に於て連溫郷氏は除名され、ために一時紛糾を惹起した。▲臺北支部は協議の結果解散を決議した(十一月二十二日)▲臺中本部派中央委員林碧梧外二氏は代表大會に於いて主張せる地方分權制が容れられなかつた事を不満として中央委員を辭任し、文協の内紛は表面化するに至つた。

【その他の運動】

▲臺灣革命青年團事件控訴公判——一昨年三月廣東で打倒帝國主義臺灣革命等を標榜する頭書の祕密結社を組織(昭和四年版本年鑑本章參照)せる事發覺して同年十二月臺北地方法院で刑の言渡を受けた林文騰外二名の治安維持法違反事件控訴公判は三月二十九日臺北高等法院にて傍聽を禁止して開始、四月十四日下の如き判決言渡があつた。

懲役四年 林文騰、同二年 張深切、郭德金。

▲臺灣共產黨事件——一昨年二月頃支那上海に於いて打倒帝國主義臺灣解放、私有財産否認等をスローガンとする共產主義祕密結社の組織を企圖した(昭和四年版本年鑑本章參照)と云はるゝ江外五名の治安維持法違反事件公判は五月三十日臺北地方法院にて傍聽を禁止して開始、五月二十一日判決言渡があつた。被告六名皆之を不服として控訴した。九月十九、二十兩日臺北高等法院にて控訴公判(傍聽禁止)が開かれたが同月二十九日判決を云渡された。第一審並に控訴判決は左の如し(括弧内第一審判決)

▲懲役二年 揚金泉(同三年)、張茂良(同二年六月)▲同一年六月四年執行猶豫、林松水(同二年執行猶豫五年)、劉守鴻(同二年、猶豫五年)、江水得(同一年六月、猶豫四年)▲同一年四年間執行猶豫陳粗皮(同一年、猶豫四年)。

第九章 社會主義的運動の取締

及び對策

社會主義的運動に對する當局の取締が、單なる取締の範圍を超えて大彈壓となり居る點に於いては、本年も昨年と變る所はない。即ち田中内閣は本年も引續き峻嚴な高壓政策をもつて此種運動に對した。治安維持法改正緊急勅令の事後承諾案が第五十六議會を通過したるはその方針の反映と見る可きであらう。本年後半期に反動内閣に代れる濱口内閣も此種運

動に對しては依然同政策を踏襲するの他はなかつた。穩健適法なる運動に對しては彈壓を緩めるかの如き態度を採つたが極左潜行運動に對しては假藉なき壓迫を加へた。されど濱口内閣の消極緊縮方針はまた此種運動の取締對策上にも現れざるを得なかつた。特高警察費の削減による特高網の縮小是である。今左に治安維持法改正勅令事後承諾案通過の経緯、特高警察機關經費削減其他主要なる取締對策二、三の概略を記述する。

一 治安維持法改正緊急勅令事後承諾

昨年六月二十八日樞密院にて警告付をもつて可決され同月二十九日公布即日實施された治安維持法改正緊急勅令（昭和三年勅令第二百二十九號）の事後承諾案は一月二十八日第五十六議會特別委員會を一票の差で通過、二月二日本會議に上程され緊張裡に討議されたが、同日は審議未了の儘散會、五日續行採決の結果投票總數四百十九票、承諾二百四十九、反對百七十、結局七十九票の大差を以つて社會運動者死刑法と云はるゝ治安維持法改正緊急勅令は承諾された。同緊急勅令本文は昭和四年版本年鑑附録一に記載しあり。

二 特別高等警察の縮小

昨年三月の日本共產黨事件に刺激せられて内務省は第五十

五議會に於て約二百萬圓の追加豫算をもつて全國に特高警察網を張り、極左運動の取締を嚴にしたが、四・一六の大檢舉によつて日本共產黨も一と先づ壊滅に瀕し、また新黨準備會の解散によつて舊勞農黨首腦部も合法的政黨維持組織を斷念せざるを得ぬ等の客觀的情勢にある時、かゝる尨大なる警戒網を必要なしとて、四月頃より特高網縮小乃至廢止の意見が内務省内にあつたが、十二月經費百五十三萬圓中來年度豫算において約四十萬圓削減されることになつた。内務省は尙警戒持續の必要ありと見て全國の特高課は之を廢止せず、大體左の標準によつて人員整理を行ひ縮小することゝなつた。

一、昨年七月増員したる事務官十三名、警視三十八名は減員せず。
一、各府縣特高課長を他の課と兼任せしむ。一、昨年七月増員したる警部百十五名、囑託八十七名中から相當の減員を行ふ。一、ロンドン遣外事務官を廢止すること。
尙思想取締に關しては抜本塞源の方針をとり昨年十月以來門司税關が内地へ輸入される赤系書籍、パンフレット類の檢閲を開始したが、門司税關では五月專任檢閱吏員二名、兼務四名を任命し取締を嚴にする事となつた。本年七月より漁夫のロシアへの出入頻繁な樺太に特高課を設置したのも同趣旨と考えられる。

三 檢閲制度

プロレタリア藝術家諸團體の活潑なる運動に注目せる濱口内閣は此種運動に對し未曾有の彈壓をもつてのぞんだ。戰旗其他極左系の諸文

藝雜誌のみでなく一切の思想的刊行物、印刷物、その講演會、プロ文學研究會、左翼劇團の演出等に對する取締を嚴にしたため、引續く發賣禁止、上演禁止に對し、檢閲制度改善の叫が啻にプロ藝術家の群のみからでなく、他の藝術家團體からも揚り遂に一般輿論となるに至つた之に鑑み政府は、一部下級警察官に委せられた檢閲機關を擴張して民間委員を參加せしめる新檢閲機關を設置する筈と傳えられる。

四 『思想善導』施設

政府の思想對策の一として所謂『思想善導』の新施設が本年より行はれる事となつた。その詳細は昭和四年版本年鑑本章について見られたい。それ等の諸施設が擧げえた効果は、思想善導臨時施設費中の訓育費は徒らに牛鍋會、遠足會、漫談會を賑はすに止まり、増員されたる學生監、學生主事は排斥の目標となつて盟休を誘因する事に與つて力ある有様であつた。而も學生の思想運動は上來屢々記述せる如く益々深刻となつた。かくて本年度に於ても尙新なる善導施設を要する事となつた。その重要なものは左の通りである。

イ、文・部・省・に・學・生・部・を・新・設。文部省では社會教育局の新設と同時に從來専門學務局の下に屬してゐた學生課を大臣官房に移管する意向であつたが、法制局と折衝の結果、之を中止して七月一日より新に獨立せる學生部を設置し學生の思想善導に力を注ぐ事となつた。

ロ、反・マルクス主義・文・献・の・領・布。文部省學生部はその思想善導積極對策第一期計畫として昨年度豫算約十萬圓を要求して、マルクス主義

レーニン主義の缺陷を學問的理論的に批判したる文献を各國より蒐集し復本を製作して學生其他學校當局に頒布する事、また高等專門學校大學教授任命の際は學生の訓育並に指導に關する論文を提出せしめ調査の上適當の者のみを採用する事等を決定した。

ハ、「マルクス主義批判論文」募集。十月初旬文部省は高等專門學校以上の學校教授より「マルクス主義批判」の論文を募集した。時期を見て應募論文を善導用として學生に配布する筈である。

ニ、善導用思想文献決定。文部省の組織せる思想文献編纂調査會は十二月四日、日本思想理解の爲下の日本古典を刊行する事に決定した。古事記、日本書記、萬葉集、聖德太子の十七憲法、中朝事實、玉串、眞昆璽、其他。

ホ、教化動員。文部省は精神教育の擴充、國民思想の啓導、其他の四綱を掲げ九月より十一月に亘り教化運動を起した。思想善導、國民精神の作興はその運動の一目的であつた。

第一篇 反社會主義運動

第一章 青年團

一 青年訓練所

昭和三年度の全國における青年訓練所の狀況は左の如くである。(文部省調査に據る) (昭和四年四月末現在)

年次	種別	生徒数	前年修了者数
大正十五年 七月末現在	公立	1,077,079	—
	私立	11,008	—
計		1,088,087	—
昭和二年 一月末現在	公立	968,707 (△108,372)	100,875
	私立	13,256 (二,253)	1,589
計		981,963 (△106,119)	102,464
昭和三年 一月末現在	公立	933,413 (△45,294)	110,553 (9,667)
	私立	13,164 (△93)	1,811 (33)
計		946,577 (△45,386)	112,364 (9,689)
昭和四年 四月末現在	公立	939,231 (5,819)	104,643 (△5,900)
	私立	15,000 (1,866)	1,540 (△27)
計		954,231 (7,685)	106,183 (△6,173)

本年度に於いて注目すべきことは前年度に比し訓練所數に於いて、三四減少し、生徒數に於いては前年より遙かに増加してゐるが（前表参照）、前年度修了生は六、一七二と云ふ多大の減少を示し、本年の生徒數増加も恐らくは徒らに來年度修了者數の減少を更に大ならしめるのみに止まるであらう。開設來毎年の不成績のため十一月陸軍側より改善問題が起る有様であつた。帝に陸軍側のみならず、大藏省にも、公立訓練所が年々減少して行き、實業學校充當のもののみが増加する傾向あるに鑑み充當實業學校訓練所と、補習教育とを合體せしめ一つの青年教育機關を作らんとする意向があつた。

尙本年十月六日朝鮮訓練所規程が府令第八十九號をもつて公布され十一月一日より施行された。

二 大日本青年團

昨年度に於ける男子青年團數は一七、二二〇、團員數は二、七三九、九〇二人（昭和四年四月末、文部省調）である。團體數に於ては前年に比較して増加してゐるが團員數は却つて減少してゐる。尙青年團の活動狀況は前年度と大差なく在郷軍人、青年訓練所生徒と共に軍事的、國家的催に動員せられる事は次第に多くなる傾向があるがその特に記述す可きものとはない。

尙女子青年團昭和四年四月末の團體數は一五、一八一、團員數は二、八三三（文部省調）である。

第二章 國粹團體

本年中に新設されたる國粹團體は左の通りである（本章末尾「一覽」参照。）

- ▲顯正興國同盟
- ▲祖國聯盟
- ▲報國會
- ▲大日本國輝會
- ▲日本民衆黨
- ▲帝國同仁會
- ▲大日本水産勞働黨
- ▲愛國大衆黨（本年十二月一、二日、於明治神宮講會館、第一回準備委員會を開催したが本年中には未だ結黨式を擧ぐる

迄に至らなかつた。二月初結黨の筈である。右の委員會で綱領、規約、政策大綱各草案(略)が審議可決された)▲日本國民黨。

之等の新生並に既成國粹團體中重きをなすものは依然日本國粹會、國本社、建國會等であるが、その主義綱領其他詳細は前年版本年鑑本章に記載せるをもつて茲には之を省略し、單に資料の存するもののみについて右三團體の本年中の活動を概觀するに止める。三團體共に本年中は格別の活動を示して居らない。建國會は一月十四日水谷、山本兩代議士は、その所屬政黨(舊勞農黨、後に新黨準備會)が解散命令を受けしもの故當然議會より除名すべしとなし、請願上奏文を牧野内府に提出した。また山本代議士の選舉區たる宇治町の同會京都府聯合會は同代議士の議會開院式當日の行動を非難する宣傳ピラを撒布した。國粹會の活動として資料の存するものは鹿兒島縣國粹會發開式(十二月三十日)のみに止まる。國本社は本

年中下の各地に支部を創設した。福井支部發會式(四月七日)、敦賀支部發會式(四月八日)、新田支部發會式(三月十七日)、佐賀支部(七月二十八日)、長岡支部(九月十五日)、岩見澤支部(十一月十六日)。

其他國粹團體員の暴行事件として記述す可きは、二月十三日東京市に於ける杉浦重剛氏追悼會席上で大統社員數名が井上哲次郎博士に暴行を加へたる事と、三月五日夜東京市神田區表神保町の旅舎に於いて七生義團員黒田保久二が山本宣治代議士を刺殺したることであらう。後の事件は山本代議士が唯一の極左系代議士たりしことと、議會開期中殊に治安維持法改正勅令事後承諾案通過當日の出來事であつたため各方面に多大のセンセーションを惹起した。尙犯人黒田は殺人罪として起訴せられ、五月三十日豫審終決、六月公判の結果懲役十二年の刑を言渡された。

國粹團體及反社會主義團體一覽

(團體名)	(事務所々在地)	(創立年月)	(主張及目的)	(出版物)	(幹部氏名)	(會員數)
國本	東京市麴町區平河町六丁目五番地	大正三	國體精華の發揚	國本	平沼麒一郎	當該團體の發表に據るものである。

大日本國粹會本部	東京市麴町區下二番町一	大八・二〇〇	皇室主義	國粹の日本	總裁 會長 理事長	鈴木喜三郎 高橋光威 中安信三郎	約二〇,〇〇〇人
大日本國粹會關東本部	東京市麴町區內幸町虎ノ門ビル	大二〇・二・二	皇室中心主義徹底的社會政策實現	會報		木田伊之助	
大日本國粹會大阪本部	大阪市北區堂山町	大二・	同上			野口榮次郎	
大和民勞會	東京府荏原郡目黒町上目黒五七一	大二〇・二・三〇	思想善導柔劍道獎勵	民勞、法律世界	總裁 總務	藤代天放 城島藤太郎 秋本元男 幸田佐一郎	
皇光會	東京市	大九・	演藝による思想善導				
建國會	東京府下三河島子ノ神三五	大二五・二・	天皇中心政治建國理想實現	日本主義	理事長	頭山秀次郎 永田敏 赤尾	
國風會	東京市牛込區東五軒町一	大九・二・一	皇室中心主義思想善導國力充實	國風大觀	會長 副會長	上泉德彌 江藤哲二	二、七〇六人
大東文化學院	東京市麴町區富士見町六丁目一六	大二三・九・三〇	東洋文化の研究普及	(日刊)大東文化		大津淳一郎	
大文化會	東京市牛込區加賀町二ノ五	大九・四・二五	武術鍛練大和民族の世界的使命高潮	やまと新聞	代表	岩田富美夫	
縱橫俱樂部	東京市外戶塚源兵衛二五	大二三・	思想善導政治教育宗教の向上	縱橫		森傳	
大日本護國會	東京市本所區原庭町三一	大二四・二・二	國體擁護思想善導		會長 幹事長	片岡君惠 渡邊志篤	
經倫學盟	東京市小石川區大塚坂下五四	大二三・		經倫學盟叢書			
行地社	東京市芝區三光町二七六	大二四・二・二	復古主義	日本		大川周明	一、六〇〇人

浪人社	東京市麴町區永田町二ノ八六	明四・	思想、對支問題作振	同盟報	頭山 滿	
內治外交作振同盟	東京市麴町區永田町二ノ八六	昭三・	思想、對支問題作振	亞細亞時論 (休刊中)	內田 良平 田中 弘之	
黑龍會	東京市赤坂區新町五ノ七	明四・三	對外硬國家主義強調	幹事	內田 良平 葛生 能文	
新日本教會	東京市外大久保百人町三一七	大二〇・六一	思想善導	共存	山本梯二郎 今井龍三郎 今井時郎	三〇〇〇人
大正赤心團	東京市深川區久平町二ノ九	大七・	國家社會主義	赤心	森 健二	
國士同盟會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三	大二三・二二	天皇主義と世界革命	パンフレツト	內藤順太郎	
大行社	東京市本郷區龍岡町一五	大二三・五七	精神的國家改造	大行	守 繁藏	五〇〇〇人
愛國青年社	東京市本郷區蓬萊町六	明四・八・三五	皇室中心主義理想國 家ノ建設	愛國之青年	岩谷直次郎	約三、〇〇〇人
大民俱樂部	東京市麴町區準町二八	大五・	政治教育宗教淨化	大民	花川 半助	
錦旗會(日本主義同志會を解體錦旗會に入る)	東京市牛込區原町三ノ五九	昭三・五・八	反資本主義にして反社會主義の徹底急進	日本思想	遠藤友四郎	
皇道義會	東京府下千駄ヶ谷八六五	大七・七	武士道鼓吹		石井 三郎	
大日本皇國會	大阪市東淀川區豐津西通一ノ三七	大六・七	道德本位社會改造	正義時報 單行本	酒井 榮藏 明井 萬吉	
大日本正義團	大阪市東淀川區豐津西通一ノ三七	大六・七	道德本位社會改造	總務	橋本 徹馬	
紫雲莊	東京市麴町區內幸町一ノ六	大二三・三	軍國主義財團階級	ナシ		
青天會	東京市麴町區有樂町三ノ一	大二五・		日本新聞	小川 平吉	

明德會	東京市芝區田村町六〇	昭三・三	反建國精神的思想ノ 徹底的撲滅、道義日 本再建	明德論壇	鹽谷慶一郎	約二五、〇〇〇人
一新社	東京市	昭三・五	不定期 小冊子發行	滿川龜太郎		
大日本殉國會	東京市小石川區音羽町	大一一・二・二	國體宣揚道義確定費 用自辨	顧問 頭山正篤 相談役 安岡正篤 會長 增井潤一郎		約二〇、〇〇〇人
修養團	東京市外千駄ヶ谷六六八	明三・二・二	同胞相愛流汗鍛練	團長 男爵平沼麒一郎 主幹 蓮沼門三		約三〇、〇〇〇人
天皇中心主義勤王聯盟	東京市四谷區南寺町四二	大二三・一・二六	天皇中心主義社會教 化民心作興	勤王 會長 菊地武夫 副會長 佐藤清勝 理事 鈴木勇		二、六〇〇人
秋水會	東京市外代々木山谷一七一	大二三・七	日蓮主義救國	天業民報	田中智學	
天業青年團	東京市下谷區櫻木町	大二三・一	軍人間の思想善導時 弊矯正	會長 大井成元 副會長 石橋熊七 筑紫熊七		約一、〇〇〇人
恢弘會	東京市麴町區飯田町九段 坂上階行社	大二三・四・三	國體精神發揚 君民自治の完成	會長 小島高踏 金子力三		
大同聯盟	東京市麴町區丸屋町五	大二四・二・〇・四	ユダヤ人陰謀防止 國教宣明	酒井勝軍		
國教宣明團	東京市外澁谷町猿樂三三二	明三九・一・一	皇祚を永からしめ 萬民を安からしむ	理事長 山科伯爵 道瀨川正史		
聖皇會	京都	明四〇	徹底的尊皇愛國	「日本」新聞	味岡信太郎 高木清太郎	
日本會	東京市麴町區一二ノ一四	昭三・九・三三	國體宣揚	代表者 吉田三郎 中野刀水		
大統社	東京市牛込區西五軒町四八	大二四	物質的に人心を救ひ 大和民族の本性を發 揚す	會長 宮田多吉		
皇國至誠團	東京市小石川區大塚窪町二一	大二二・〇				

大日本國民思想善導會	東京市牛込區辨天町	大正三・一	國民精神善導	會長 武智 徳平	
護 皇 會	東京市牛込區市ヶ谷富久町一〇五	大正三・三・二	歐米化思想排除 大和民族性發揚	會長 中山 忠次	三〇〇〇人
聖 日 本 學 會	東京府下千駄ヶ谷原宿二	大正三・七・三	知行合一	會長 田尻 隼人	
帝 大 七 生 社	東京市本郷區森川町富士見館松岡平一方	大正四・二・二	至誠一貫 報國盡忠	主幹 松岡 平一	
早 大 潮 ノ 會	東京市牛込區鶴卷町早稻田大學構内	大正三・三・四	日本精神擁護	會長 松永 材	
七 生 義 團	東京市芝區松本町四四	昭和三・八	帝國憲法尊重擁護	總理 木村 清	約四〇〇〇人
大日本國輝會	東京市麴町區内幸町一ノ六島ビル	昭四・二・三	皇室中心主義	總裁子爵 岩城 隆徳 會長 肥田 琢司	約一五、〇〇〇人
日 本 民 衆 黨	奈良市舟橋町江藤方			江藤源九郎	
愛 國 大 衆 黨				津久井 某	
日 本 國 民 黨				頭山 良 滿 内田 良 平 寺田 稻 次郎	